

会 議 記 録

会議名 学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会

開催日 令和7年10月30日(木) 開会 午前10時00分

閉会 午後6時06分

出席者 委 員 委員長 内 海 まさかず

小 平 啓 佑 大 浦 兼 政 針 谷 育 造

青 木 一 男 天 谷 浩 明 広 瀬 義 明

氏 家 晃 白 石 幹 男 関 口 孫 一 郎

副 議 長 大 谷 好 一

傍 聴 者 小 太 刀 孝 之 福 田 裕 司

欠席者 委 員 松 本 喜 一

地方自治法第100条第1項の規定により出頭及び証言を求めた者

栃木市職員(元子育て支援課学童保育係長) 田 沼 好 美

栃木市職員(元子育て支援課主幹) 松 本 佳 久

栃木市職員(元こども未来部長) 石 川 い づ み

事務局職員 課 長 野 中 繭 実 子 係 長 小 林 康 訓

主 任 齊 藤 千 明

学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会議事日程

令和7年10月30日 午前10時開議 全員協議会室

日程第1 証人尋問

日程第2 その他

◎開会及び開議の宣告

○委員長（内海まさかず君） ただいまの出席委員は10名で、定足数に達しております。

ただいまから学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（内海まさかず君） 議事に入る前に申し上げます。

本委員会は原則公開といたします。ただし、個人情報や名誉に関わる調査等を行う場合などにおいては秘密会とすること、証人が証言しやすい環境づくりが必要な場合などにおいては傍聴を制限する、また傍聴者の退席をお願いすることがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、本件に関わる資料は、100条調査を行うために提出いただき、本市議会でお預かりしているものであります。したがって、資料を外部に出したり、閲覧させたりすることがないように、その取扱いについてはご注意ください。特に税務情報や個人情報、企業の技術、ノウハウなどが含まれている資料につきましては、その取扱い及び会議におけるご発言にご留意いただきますようお願いいたします。

◎議事日程の報告

○委員長（内海まさかず君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎証人尋問

○委員長（内海まさかず君） 日程第1、証人尋問を行います。

当委員会に付託されました調査項目は、学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する事項です。

本日は、本件について田沼好美さん、松本佳久さん、石川いづみさんの3名から証言を求めるとにいたします。

委員各位に申し上げます。本日は、限られた時間の中で証人の方に証言を求めるものでありますので、的確なご発言をいただくとともに、重複した質問は行わないようお願いいたします。

なお、先日お配りした資料にもございますが、証人を侮辱し、または困惑させる尋問、誘導尋問、重複する尋問、争点に関係ない尋問、意見の陳述を求める尋問、証人が直接経験しなかった事実について陳述を求める尋問はできませんので、そのような質問については委員長の権限で中止を求める場合もございます。それでは、能率的な議事の進行ができますようご協力をお願いいたします。

次に、報道関係者の方に申し上げます。証人が証言しやすい環境づくりのために必要であるので、カメラ等による撮影については、証人が宣誓を行うまでとし、証言中の撮影は禁止といたしますので、ご協力をお願いいたします。また、証人の入場時の際の撮影についてもこれを禁止いたします。撮影に当たっては、特段のご配慮をお願いいたします。

最初に、田沼好美さんに入室していただきます。

〔田沼好美証人入室〕

○委員長（内海まさかず君） 田沼好美さんにおかれましては、本日はお忙しいところご出頭いただきまして、誠にありがとうございます。本委員会の調査のためにご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問については、地方自治法第100条に規定があり、またこれに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっています。これによって、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等以内の血族、3親等以内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これに該当するときは、その旨お申出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処せられることになっています。さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっています。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることになっています。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等以内の血族、3親等以内の姻族、もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外には宣誓を拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の拘禁刑に処せられることになっています。以上のことをご承知いただきたいと思っております。

それでは、法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。

傍聴者、報道関係者を含め全員ご起立願います。

〔全員起立〕

○委員長（内海まさかず君） 証人の方、宣誓書の朗読をお願いいたします。

○証人（田沼好美君） 私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和7年10月30日、田沼好美。

○委員長（内海まさかず君） それでは、宣誓書に署名、押印をお願いいたします。

〔署名、押印〕

○委員長（内海まさかず君） では、皆さんご着席ください。

〔全員着席〕

○委員長（内海まさかず君） ご着席ください。これから証言を求めることとなりますが、発言の際には、その都度委員長の許可を得てされるようお願いいたします。

また、委員及び証人におかれましては、発言の際は委員長の指名後、マイクのスイッチを入れて発言をお願いいたします。質問、お答えは着席のままお願いいたします。

委員の皆様申し上げます。本日は、事前に証人に通知した事項について、証人より証言を求めますのでございますので、不規則発言等議事の進行を妨げることはないようご協力をお願いいたします。

また、委員の発言につきましては、証人の人権に配慮されますようお願いいたします。

今回の百条委員会の目的は、行政の事務事業が適正に行われたかの調査を行い、問題点を指摘、改善していくことを目的としております。百条委員会として職員個人の責任を追及することは考えておりませんので、当時の状況をそのまま証言していただければと思っています。そのことが栃木市行政の改善につながります。そのことをご了解いただけたらと思っています。

我々の調査の中で、当時の学童保育事業を行政が運営していくには大変厳しい環境であったことが判明しております。職員各位の尽力に感謝していることを述べて、尋問に入りたいと思います。

まず、委員長から所要の事項をお尋ねします。

それでは、お尋ねします。あなたは、田沼好美さんですか。

○証人（田沼好美君） はい、そうです。

○委員長（内海まさかず君） 現在の職業をお述べください。

○証人（田沼好美君） 地方公務員です。

○委員長（内海まさかず君） それでは、尋問に入りますが、私たち委員は真実を明らかにすることを念頭に尋問させていただきます。

証人は、事実を述べていただくことになっておりますので、自らの意見を述べることや知らないことを証言する必要はありません。知らないことは知らないとお答えいただいて結構です。また、今回の証言を求められた事項の範囲で証言していただければ結構です。

なお、証人は、委員に質問や反論をすることはできませんが、尋問の内容が不明確であった場合、委員長の許可を得て確認することはできますので、その際にはお申出ください。

各委員から尋問させていただき、その後、必要があれば私が総括的または補足的尋問をいたしま

す。

田沼証人にあらかじめ通知した証言を求める事項は、学童保育事業の実態の確認に関する事項、補助金申請から支払いに至るまでの事務手続に関する事項となっております。

それでは、委員の皆様からお願いいたします。

青木委員。

○委員（青木一男君） 田沼証人におかれましては、大変お疲れさまです。

今回の百条委員会で提起されております学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会のこの調査の期間というのは、令和3年度から令和6年度となっております。この調査の期間、そのときの役職及び主な職務内容をお聞きしたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 私は、子育て支援課の学童保育係長を仰せつかりまして、令和3年から6年まで係長として在職させていただきました。主な職務としまして、学童保育全般の運営になります。学童保育におかれましては、公営学童と民間学童ということで2つに区分することができますが、栃木市におかれましては、公営学童につきまして大体40か所ぐらい持っておりましたので、そちらの支援員の統括でありますとか、あと主に、私のほうは、ちょうどこの時期、コロナ禍でありまして、コロナの時期につきましては、大変過酷な状況で仕事をさせていただいておりました。職員でありますとか、あと利用者の子供たち、あとはそれに関するご家族の方でありますとか、感染状況とかそういうものによりまして、学童を閉めたりとか、あと学校が学級閉鎖になったりとか、そういうこともございましたので、学校との対応など全般的に私のほうでやらせていただいていた。

あと、学童を利用するに当たりまして、ちょうどこの時期、コロナ禍が大体落ち着いてきてから、利用者のニーズというのは、以前と比べますと随分変わってきていまして、利用者の方にも支援が必要なご家庭であるとか、あとは子供たち、そういう方が公営学童、あと民営学童もご利用になる方が多かったので、その苦情であるとか個々の対応というのが必要になってきていまして、実際、職員のほうで、もちろん担当の者がまずは対応してくれるのですが、大体苦情になってきますと、そこで収まらずということが多々ありましたので、私のほうで主にそういうものを対応させていただいていました。

以上になります。

○委員長（内海まさかず君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 大変ご苦労さまです。当該事業への関わりをまず確認させてください。

○委員長（内海まさかず君） 補助事業に関して、藤岡と岩舟に関する事業に関して、お願いいたします。

○証人（田沼好美君） 当該事業につきまして、先ほど申し上げましたとおり、私は係長という職を仰せつかっておりましたので、当然関わっております。

○委員長（内海まさかず君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） その関わり方の詳細、もうちょっと詳しくお聞きします。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） そうですね、基本的には、職務に関しましては役割分担というものを担当職員とは持たせていただいていますので、直接、私のほうが何か個々に動いてということではなくて、それはこの件だからということではなくて、仕事全般的に私は係長という立場でいさせていただいて、仕事をしておりましたので、主に担当からの相談であるとか、あとは事務の決裁であるとか、そういうものに携わっておりましたので、全般的に担当からいろんな情報を受けたりという役職でありましたので、そのように対応させていただいておりました。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） ありがとうございます。私のほうからは、その当時、補助対象者でありました陽光学園、この代表者である佐山和章氏との関わりについて、例えば電話、メール、対面でお会いしてお話ししたような事実はございますか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） そうですね、佐山氏とはお会いしたことはございます。あと、電話でお話ししたりとかということもございます。それは、個人的にということではなくて、やっぱり職務上の関係で、担当がいなかったりとか、そういう場合は当然私のほうで対応させていただいたという記憶はございます。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 具体的に、どのようなお話だったかというのは覚えていますか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） ひまわり学童だけではなくて、やはり民間の学童と市の委託事業でやらせていただいている部分というのがございますので、具体的に何、そうですね、ちょっと細かいことは、事務のやり取りですとかそういうものは記憶はありますが、何を話したとか、ちょっとそういうものは具体的にというのは、あまり覚えてはいないです。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） かしこまりました。

では、その当時の佐山氏の印象というものはどのように感じていたか、記憶にございますか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 佐山さんから学童を今度、そもそも隣の群馬県の板倉町のほうで学童の運営をしているというお話は聞きまして、そこから今度は栃木市のほうでも学童の運営をしたいのだということをお話を聞いたことは何回かございます。その際に、印象としますと、すごく子供たちの将来のことを考えていらっしゃる方でして、その学童保育が小学生の子供たちを預かるものにはな

りますので、その6年間の間にいろいろな経験をさせてあげたいとか、その子たちの将来の一助になればという考えで事業をされているということで、すごく夢を持っていらっしゃる方だなというふうには印象を持っています。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） ありがとうございます。

続きましては、この対象法人の役員、園長なども踏まえまして、電話、メール、対面での対応などの関わりがあったことは覚えていますか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） そうですね、法人の役員の方との今回の補助金に関してというのはございません。なのですが、今年の2月ぐらい、情報提供がありまして、その際に現地の確認に参りました。そのときに、園長さんとはお会いしたことはございます。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） そのとき、その現場というのは、藤岡、場所はどちら。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 板倉校です。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） どのようなお話をされたかというものは、お話しできますか。

○証人（田沼好美君） すみません。情報提供に関しましては、ちょっと具体的に私のほうからは申し上げられません。

○副委員長（大浦兼政君） かしこまりました。

〔「委員長、関連でよろしいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 田沼さんにおかれましては、本日、大変ご苦労さまでございます。

先ほど来お話を聞かせていただいている中で、相談業務、係長としての担当からの相談等は受け付けていたよというようなお話がございました。2回ほど担当という言葉が出てまいりまして、田沼さんから見て、そうしますと、当該事業の担当というのはどなただったという記憶はありますでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 個人名を申し上げればよろしいですか。

○委員長（内海まさかず君） この場では個人名は必要はありませんので、役職その他、それを覚えていらっしゃるようでしたらお願いできますでしょうか。

○証人（田沼好美君） 主任ですとか主査になります。

○委員（広瀬義明君） 了解いたしました。ありがとうございます。

○委員長（内海まさかず君） 関連で、大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 先ほどの板倉校にて園長とお話をされた際、それは内部通報的なものが含まれるということでございますが、その記録自体は栃木市にございますか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） すみません、情報提供に関しましては、私のほうからは申し上げられないです。

○副委員長（大浦兼政君） 分かりました。

○委員長（内海まさかず君） いや、内容ではなくて、記録があるかどうかだけお答え願えますでしょうか。

田沼証人。

○証人（田沼好美君） あります。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） よろしく願いいたします。

私は、学校法人陽光学園が学校法人格として学童保育を行うことの適性についてお聞きをいたします。令和3年度において、陽光学園は主たる業務である幼稚園業務を休園しているということでもございました。この主たる業務を休園している学校法人格の陽光学園が学童保育を行うことについての適格性について、担当課では把握はされていたのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） そうですね、陽光学園のほうが学校法人陽光学園ということで、幼稚園の運営はしていないというのは、当初から聞いておりました。なのですけれども、学童の適格性といえますか、学童をまずやるかどうかについての届出というものをもまず市にすることになってきます。その届出に関しては、私どもの学童保育係ではなくて、福祉総務課のほうで事業開始届というものを事前に、届出制なのですけれども、そちらで提出をしていただく形になります。

私どものほうで見させていただくのが、委託をするかしないかということになってきます。委託をするということになれば、当然委託料の支払いということが出てくるのですけれども、その際に、あと考慮させていただいていたものが、板倉町のほうで既に学童保育の運営をしていますよということでお話は聞いていましたので、そちらでも実績を上げて、子供たちのほうも徐々に増えつつ、運営ができているということは聞いておりましたので、私どものほうはそういう情報を基に学童保育のほうの状況を見させていただいておりましたので、適格性については確認はさせていただいているというふうに、こちらでは考えておりました。

今度、委託につきましては、すぐに委託をするということではなくて、学童保育係のほうである程度の内規というものをつくらせていただいています、学童を運営します。では、すぐに委託をするということではなくて、少なくとも栃木市で半年間はどのようにやるかという実績を見せて

いただいてから、委託をするかしないかというところを判断させていただくことになっていまして、陽光学園さんとの話の中では、板倉町のほうで運営はしているので、私たちが市のほうで運営の内容を確認するに当たっては、陽光学園さんだけではなくて、公営の学童もほかの民間の学童もそうなのですが、日誌を出していただいて、私どものほうその内容を確認させていただくという流れになっているのですけれども、陽光学園さんのほうについては、日誌の様式がやはり群馬県の様式でやられていたのですけれども、そうすると私たちもちょっと見方が見づらかったりとかというがあるので、陽光学園さんのほうから栃木市さんの様式が欲しいということで、私どものほうの日誌の様式をお渡しをしまして、委託をする前から日誌の提出とかというのを自主的にしていただいたという経緯はございました。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） それでは、その日誌の確認というのはいつ頃されたのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 通常、日誌というのは1か月書いていただいて、毎日、現場では書いていただいているのです。そこに携わる支援員のほうが書くのですけれども、それを月締めで出さずして、翌月の10日ぐらいまでに市のほうに提出をさせていただいて、担当のほうでその内容を確認させていただいているという流れで行ってまいりました。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） すみません、質問がいつ頃確認をしたのかということです。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 実際に、委託をしているというのが藤岡校が、多分、令和5年から委託になったかと思うのですけれども、なので、その前です。令和4年のときから多分そういう日誌の提出は自主的にしていただいたと記憶をしております。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 分かりました。

適格性の話に戻りまして、板倉校が先に開設で運営されているということで、その実態をもって適格であったという認識があったのが分かりました。

それでは、内部の話なのですけれども、開始届は令和4年3月31日に出しております、それが5月に受付となっているのですけれども、福祉総務課の把握では、その適格性についてどのように把握をしたのか、田沼さんのほうに、その情報が確認できたのはございましたか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 申し訳ないです。ちょっと記憶にはございません。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 分かりました。

では、一旦、私大丈夫です。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 白石です。よろしくお願いします。

私のほうからは、この環境整備事業交付金、これが正式名だと思うのですが、これを出すことになった検討状況の経緯について伺いたいと思います。

田沼係長は、先ほど青木委員の質問で、令和3年度から学童保育の担当の係長を務めてきたということですね。我々の求めに応じて提出された資料で確認しますと、打合せ記録が出ていまして、令和3年の9月27日、11月25日に佐山氏が来庁して、このときは学童保育事業を開設したい、また市の委託をさせてほしいというような相談があったというような記録があります。

令和4年度になりますと、もう既に委託とこの環境整備事業交付金の補正予算を9月議会に出そうというような動きになってきて、これは9月補正では取り下げたのですが、藤岡校については3月議会にこの補正予算を要求して、それは通ったという流れになっているのですが、こういうことについて、この補助金を出すということになった経緯について、今、私が言ったような流れについては記憶にございますか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） ちょっと日付とかは全然覚えてはいないのですが、多分、事前に学童をやりたいという話から始まったことだと思いますので。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、補助金というか、補助金と言ってしまうのですが、この委託のほうではなくて、環境整備事業交付金を補助金と言いますけれども、補助金を出すに至るまでの検討状況の記録は、ここには資料としては出ていないのです。検討しなかったということはあり得ないと思うのですが、まず普通、検討の打合せ記録とか検討状況の記録というのは残すことになっているのではないかと思いますけれども、実際、記録がないものですから、これは本来残すべきものということですか。

○委員長（内海まさかず君） 残すべきものと思われませんか。

田沼証人。

○証人（田沼好美君） そうですね、今のような状況を考えれば、残すべきだったと思います。なのですが、当時の状況を申し上げますと、実際、そういう打合せ自体はやっているとは記憶しています。でも、それがいつだったかとか、誰とどういうふうに行ったというのは、事細かに私は記憶にはないのですが、当時の状況とすると、記録に残すといういとまがないといえますか、まず人手がいなかったのと、記録って結構作ったりするのも時間もかかりましたので、その当時は、ちょっと話だけをして記録をしていなかったのかなというふうに思います。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 記録がないということで、これは田沼係長の記憶に頼るしかないのですけれども、この補助金を出すというふうになった経緯を、記憶にある中でどういった経緯でその補助金を出すというふうに決定になっていったのか、そこら辺はどう記憶しているでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） そうですね。多分、陽光学園のほうから要望はあった話だと思います。私どものほうから投げかけるということではなくて、多分事業を運営していく中で要望はあったものと思い、私どものほうにそういう依頼といたしますか、要望を受けて話を進めていって、9月補正に上げるという経緯になったのだと思うのです。なので、9月補正を要求するに当たっては、多分2か月ぐらい前に書類の提出であるとか、現場の確認であるとかしていることになっていると思いますので、現場を、その補正を上げるという話が出ましたときに、当然、担当は多分事前に見ていたりとか話を聞いたりとかというのはしていたと思うのですけれども、実際に私の記憶の中では、課長と私も現場に、夏の頃、補正上げる前、見に行ったという記憶はございます。

○委員長（内海まさかず君） ちょっと待ってください。相手側からの要望があったというのはいつ頃かというのは、分かりますでしょうか。

田沼証人。

○証人（田沼好美君） 申し訳ないですが、日にちなど記憶はございません。

○委員長（内海まさかず君） 日にちではなくても、大体いつ頃だったとかというのは覚えていらっしゃいますか。

○証人（田沼好美君） はっきりとは覚えてはいないです。記憶にはございません。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それで、陽光学園のほうからこの開所の補助金を出してほしいという要望があったのはいつ頃なのですか。

○委員長（内海まさかず君） 正式にということですか。

田沼証人。

○証人（田沼好美君） 申し訳ないですが、記憶にはございません。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 先ほどの証人の説明で、補正を組むには、7月、書類をちょっと確認していただけますか。4-1と5-1。

○委員長（内海まさかず君） では、ちょっと待ってください。

○委員（白石幹男君） よろしいですか。

○委員長（内海まさかず君） もうちょっと待ってください。

大丈夫ですか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 確認していただいたと思うのですが、まず4-1ですと、予算要求書が7月14日付で出ています。このときの補正予算要求は、ひまわり学童クラブの委託料、これ半年分ですか、とこの補助金、環境整備事業の補助金、これ1,300万円になっています。これを要求しようとしています。

それで、5-1を見ていただくと、今度は、5-1の概要説明書によりますと、委託を満たしておらず、運営状況の確認ができないため、環境整備事業と合わせて9月議会では補正に上げないで、12月補正で対応するというふうな説明書きがあります。7月に補正を出そうと思ったわけですね。何か急いでいる感じがあるのですが、上司からの指示とか、そういうことがあったということなのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 7月、だから9月補正に上げるときの話ですよ。

田沼証人。

○証人（田沼好美君） 上司というのは、私の上司でよろしいですか、課長、部長ですか。それはありません。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、課内というか、内で検討して、では出そうというふうになったと思うのですが、現場の状況とか確認をせずに7月には補正予算の要求書を出してしまったということなのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 現場の確認を全くしていないということはないと思われま。やはり学童保育を運営しているというのは現場にはなりますので、全くしていないということではないと思われま。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） しかし、これは取り下げるに当たって、状況は確認できないということで取り下げたのですよね。だから、7月の時点では補正を上げてもいいだろうというような判断だったのだけれども、その9月補正を上げる手前でこれが確認できないというふうになったと思うのですが、そこら辺の確認状況というのは記憶にあるのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 先ほど申し上げたとおり、全く確認していないということではなくて、財政課のほうの指摘によると、もう少しちょっと様子というか、現場のほうをしっかりと確認をしたほうがいいのかというご意見をいただいたのは、査定するときですか、査定ではなくて、補正がちょっとつけられないとなったときか、ちょっとその前後は分からないですが、もう少し現場の確認をやったほうがいいのかというご意見もいただきまして、私どものほうでそこは、ではもう少し様子を見ようというふうに判断してになります。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 様子を見ようということで様子を見て、運営状況の確認もできていないというふうになったのでしょうか、確認できなかったということになるのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 確認ができないということではなくて、もう少しちょっと様子を見たいという現場での思いがありました。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 何か急いで令和4年度中にその補正を通そうというような様子が見受けられるのだけれども、そういうことではない。こう言っては失礼ですけれども、上からの指示でどうしても通せというようなことはなかったと言いましたけれども、そういった、もう一回確認したいと思います。

○委員長（内海まさかず君） ちょっと質問の方法を変えさせていただきます。上からではなくて、何らかの圧力がなかったか、そういうものは感じられなかったか、田沼証人いかがでしょうか。

○証人（田沼好美君） そうですね、ご質問を変えていただいたのですけれども、それは変わりはありません。何もそういう圧力とか、そういうことはございません。

私どものほうは、やはり議員さんのほうも御存じだと思うのですけれども、藤岡って支援員がない、あとは支援員が足りない場合は、シルバー人材センターの方を支援員の代わりとして派遣していただいての運営をせざるを得ないような状況だったのですけれども、実際に、子供たちを預けたいという親御さんたちは増える一方だったのです。そこがどうしても私たちとすると、どんなに頑張っても公営の学童では受け入れられない部分というのが藤岡につきましては特に強かったのと、あと支援員がもう高齢化してしまっていて、この先を見たときにもう対応ができないというふうな状況が強かったのです。そういう思いがあって、私どもは対応していました。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 藤岡地域における学童保育事業の不安定さというか、そういうことを感じていて急いでやろうというような状況になったということよろしいのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 私ども学童を運営する担当とすれば、そういう思いでいましたけれども、だからと言って、確認がちょっと足りないのではないのかというようなことを、財政のほうからも補正をするに当たってはご指摘をいただいたので、そこは真摯に対応しようという思いでやっておりました。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 資料的には、4-3に移りますけれども、これは3月補正の予算要求ということになります。この中の資料を見ますと、この中に請求書とかが入っているわけです。請求書を

見ますと、陽光学園宛ての請求書ではなくて、例えばタヌマ内装と有限会社チャンプオート、解体については、フジオカクリーンワークスという宛先になっています。その次のページを見ますと、やはりこれはエムツークリエイトというのですか、これフジオカクリーンワークス、みんな細かく説明することもないのですけれども、請求書の宛先が陽光学園ではないのです。そういう中であって、そういう資料も添付して補正予算の要求を出しているのですけれども、こういうことって実際あり得ないと思うのですけれども、請求書の宛先が違うものを添付して予算要求をするということはありませんけれども、そこら辺についての経緯というのは記憶にありますか。

○委員長（内海まさかず君） では、田沼証人、まずこの宛先が違っている、本来ならば陽光学園に出さなければいけないものが、宛先が違っているものが上がってきていたというのは御存じだったでしょうか。そこからちょっとお願いいたします。

○証人（田沼好美君） すみません、今、ちょっと資料を見て、補正予算についている資料だというのは、これは間違いないのは分かったのですけれども、ちょっと記憶の中で、見積りだったのか請求なのかちょっと記憶はないのです、よく覚えていないのですけれども、宛名が違うという話は、多分した覚えはあるのです。なので、課長とか多分担当の者とは話した覚えがあるのですけれども、それがちょっと何のときに話をしたかというのは、記憶は定かではないのですけれども、なので、これはやはり陽光学園で取らないといけないよねというようなことを話をした覚えはあるのですけれども、すみません、多分、補正をやるに当たっては、間に合わなかったのか、ちょっとそこは記憶は定かではないのですけれども、そういう宛名が違うということを話した覚えは、記憶はございます。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、宛名が違うだけでなく、本当に改修事業に、この各会社の請求書があるのですけれども、改修事業に使われたかどうかというのも確認しないといけないのだと思うのですけれども、そこら辺はしているのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 申し訳ございません。今のは何の、補正予算を取るに当たってでしたっけ。

○委員（白石幹男君） そうですね。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） なので、多分、もしかするとちょっといつ話合いをして、ちゃんと宛名が陽光学園のものを取らなければいけないよねという話をした覚えはあるのですけれども、補正のときにこの資料が出ていたのだとすれば、そのときに話をしたのかどうか、ちょっと記憶にはございませんけれども、差替えをしなければいけないというふうな話は必ずしているとは思いますが。このままでいいというふうには思っておりませんので、今見ただけでも確かにご指摘されるどころだと、それは思います。

○委員長（内海まさかず君） この書類を補正を上げるとき、田沼証人は関わっては、書類の作成には関わっていらっしやったのでしょうか。

○証人（田沼好美君） 係長でしたので、決裁は押しております。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） こういうことで補正を要求してしまうこと自体、あり得ないと思います。今までそういった事例というのは経験したことあるのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 記憶にはございません。ないと思います。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 藤岡校については、質問終わります。あと、岩舟のほうをやらしてもらえば。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 藤岡校についての補足でお聞きしたいのですけれども、先ほど9月補正が通らなかったところの話で、担当課の思いもあるのだけれども、財政課の査定のところでももう少し様子を見るべきだという財政課の意見を真摯に受け止めたというお話があったわけですけれども、資料にもございましたように、12月補正をなぜ出さなかったのか、教えてください。

○委員長（内海まさかず君） 証人の手元にある資料では5－1になります。

田沼証人。

○証人（田沼好美君） 記憶は定かではないのですけれども、12月補正に関しても、多分締切りが2か月前ぐらいだと思いますので、多分9月の末から10月ぐらいに補正に関しては事務を進めているところだと思いますので、多分そういうご意見をいただいて、財政のほうから、まだちょっと積上げが足りないのではないかとのご指摘をいただいていたので、ちょっとまだその時期だと、12月だとまだ様子が、幾らも積上げができないというふうに判断をして、12月は補正は上げていないというふうに記憶しております。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） といいますと、9月補正は恐らく7月に査定をする、12月補正については2か月前で10月に査定をするということで、状況が変わらなかったということになるのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 状況が変わらなかったというよりも、まだそこまでの判断に至らなかった、自信を持って補正上げますというところまでの積上げができていなかったのだと思います。そのように記憶しております。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 分かりました。

そうしますと、現地確認についてお聞きしていきます。当然、申込みというか、相談があつてか

ら現場を確認、現地に出向いて開設状況と運用状況について確認をするということは期待されていると思うのですが、そういう事務作業というものはされていたのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 実際に私のほうが現場に出向いてというところの記憶はございますけれども、それ以外に、もちろん担当がおりましたので、そちらと総括的にということで行ってはありました。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） そうしますと、部下がいらっしゃると思いますので、部下からの報告も含めまして、実際に開設をしていることの確認をしたのはいつなののでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） ちょっと日付とかははっきり記憶はないですけれども、すみません、そこはちょっとはっきり記憶にはございません。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 開設状況についてご記憶がないというお話ですが、開設ができている確認を、実際運用が十分されているという確認もすると思うのですが、その開設だけではなくて実際の運用の実態の把握というものもご記憶にありますか、もしくは部下からの報告はございましたか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） そうですね、多分報告は受けてはいるとは思いますが、はっきり事細かには覚えてはいないです。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 分かりました。

それでは、3月補正を出したときは開設の状況、そして現場確認、実態の把握もできた上で3月補正の査定に臨んだということでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） おっしゃるとおりです。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） では、3月査定に臨むに当たって開設の確認、実態の把握はいつ頃だったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 3月補正につきましても、多分2か月ぐらい前までに書類の確認とかというのはやっていると思いますので、多分12月ですとか1月ですとか、その辺はきっちり見ていたというふうに記憶はしております。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） この補助事業を出すに当たっては、令和5年度4月1日には委託もしていな

いと、学童保育の運営のほうの委託をしなくてはならないという条件があるのですけれども、その内規では半年間の運営状況を見て、それでオーケーならば委託をするということでしたのですけれども、9月補正でも確認できない、12月、やっと3月に確認できたということは、半年間本当に事実運営して、もう大丈夫だなという確認を取ったということだと思えるのですけれども、そこら辺記憶にないということなのですが、記憶にないということではなくて、やっぱりきちんと学童保育事業が10月以降やられていたという確認が取れていなかったのではないかなと、今の証言を聞きますと、3月には確認できたけれども、9月補正でも駄目、12月補正も上げられないというような状況だと、半年間の運営がされていなかったと思われるのですけれども、そこら辺はどうなのでしょう。

○委員長（内海まさかず君） 事実を聞いていただきたいと思いますので、質問を変えていただきたいと思うのですけれども、だから3月補正に上げるのに確認は取れていたのかいなかったのかということでもよろしいですか。

田沼証人、いかがでしょうか。

○証人（田沼好美君） 先ほど申し上げましたとおり、3月補正を上げるに当たりましては、確認は取っております。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） すみません、補足質問させていただきます。

そのときは、現地確認等もあたり日誌の提出というものもあったということでもよろしいですか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） そうですね、はっきりは覚えてはいないですけれども、そのように3月補正を上げるというふうに当たりましては、その辺は確認は取っていると思います。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 現地確認等に行かれた担当者、またそれを田沼さんに報告した担当者は覚えておりますか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 覚えております。

○副委員長（大浦兼政君） それはどなただったか教えていただきたいと思います。

○証人（田沼好美君） 個人名を挙げてよろしいのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 仕事としてやられていることに関しては大丈夫です。

○証人（田沼好美君） そうですね、個人名挙げます。坂田主任です。あと、その現場を見に行ったりとかというのは、多分ほかの職員もやっているとは思いますが、ちょっとあと誰が行ったかというのは、ちょっとはっきりは覚えてはいないですけれども、当時担当でいた職員につきましては、行っている可能性はあるとは思いますが、はっきりあと誰というのは覚えていません。実際に、

私も行っております。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 最終決断するに至ったときのその職員さんの中で一番上の役職の方、田沼さんにしっかり報告、課長等にも報告した責任がある方はどなたになるのでしょうか、坂田主任でよろしいのでしょうか。

○証人（田沼好美君） そうですね、民間学童に関しての担当は坂田でした。

○委員長（内海まさかず君） ほかにございますでしょうか。

小平委員。

○委員（小平啓佑君） それでは、私のほうから岩舟校についての事務手続をお聞きしていきたいと思えます。

岩舟校への補助金を出すに至った経緯を教えてくださいたいと思えます。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 岩舟校につきましても、藤岡と同様、支援員がまず足りないというのは、岩舟地区におかれましても同じです。あと、岩舟地区につきましても、やはり藤岡よりも預けたいという保護者の方の要望が多くて、小学校の教室をそちらはお借りしているところがほとんどなのですけれども、小学校の教室ももう飽和状態です。学童にお貸しいただける教室が、学校さんとも交渉させていただいていたのですが、そこもないということで、あとこちら藤岡と同様で、支援員だけではなくてシルバーさん、支援員が足りない場合はシルバー人材センターのほうに委託をしているのですが、そのシルバーさんの会員自体もいらっしやらないという状況ではありましたが、そちらも何とかしなければいけないという思いはございました。

隣の大平地区につきましても、ちょうどその頃大平西の建築に関しまして、私どものほうで進めていたのですけれども、大平の特に西小、あと中央小地域、そちらはもう待機が出ている状態ということがございまして、岩舟校にひまわり学童さんのほうが学童を開設してくれるということになりますと、バスで送迎をするということで民間さんはやられていましたので、大平地区まで、大平東小以外の地区、そちらについても岩舟校で預かっていただけるといようなお話をいただきましたので、そうしますと利用者が、待機を出さずに運営ができるということもございまして、そちらも私どものほうは話を進めた次第であります。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） そうしますと、岩舟校の補助金については、どこからの要望があったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） それも私どもからではなくて、陽光学園のほうからの要望でございます。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 分かりました。

では、岩舟校について補助金交付事務を行う上で、現地確認というものはどのように行っていかれましたか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 岩舟校につきましても、こちらについて担当と、あと私もこちらは記憶はしているのですが、ここの施設を改修して学童をやりたいのだというお話がありまして、現場を見させていただいた記憶はございます。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） それはいつ頃でしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） すみません、ちょっと日にちとかいつ頃というのは覚えてはいないのですが、記憶によりますと、本当に、そこはもともと介護施設の跡地になりますので、私が見させていただいて現場に行ったときには、介護のまだ現場の状態がすごいそのままといいますか、ごみの山になったような、もう使わないものをちょっと山になっているような状況を見た記憶はございます。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 1つ戻りまして、学校法人のほうから補助金を使いたい要望があったということですが、これはいつ頃その要望がございましたでしょうか。結果ですけれども、令和5年度の本予算で計上されている補助金ですので、それよりも前になるのではないかと思いますのですが、要望はいつお受けになられましたでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） すみません、ちょっといつというのは記憶にはないです。申し訳ないですが。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 令和5年度の本予算ですので、その前に要望があった記録はあるのですが、補助金について実施を、交付をした後の訪問というのは、現場確認というのはされたのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） それは、どちらの施設になりますか。

○委員（小平啓佑君） 岩舟校。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 交付をした後ですか。実際に現場を見ているかということですね。はい、現場は訪れています。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） そのときの実態の把握というのはどのような影響か……

○委員長（内海まさかず君） ちょっと整理させていただきます。補助金を交付したというのは、令和6年の3月ではなくて、お金を渡した後にということですか、それとも工事が終わった後にということではないのですよね。補助金を渡した後にということなの……

○委員（小平啓佑君） 交付が……

○委員長（内海まさかず君） 令和6年3月ですよ。工事のことをお聞きしたいということですね。

○委員（小平啓佑君） そうです。

○委員長（内海まさかず君） では、補助金ではなくて、工事が終わったことを確認したかということとよろしいでしょうか。

田沼証人。

○証人（田沼好美君） 今のご質問は、補助金を出すに当たって、現場の確認をしたことよろしいですか。

○委員長（内海まさかず君） 多分そうなるな、どうですか。

○証人（田沼好美君） 工事の後の確認は、私行っております。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 岩舟校のその現場確認は、最終的に全ての工事が終わったから確認に行ったということで、まずよろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） おっしゃるとおりです。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） そのときにこの部分はまだ終わっていないとか、そういう説明は受けている部分はありましたか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） そうですね、私どもが現場で確認をしたりとかするときに関しましては、もちろん書類をいただいて、このとおりに工事をまずやっていますかというような、大まかなちょっと確認をさせていただいてにはなっていますので、ちょっとどこが終わっていないとかというのは、言われた記憶はちょっと覚えてはいないです。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） この後、私のほうから、補助金の交付要綱の理解についてご質問していきたいと思うのですが、資料を提示してよろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） はい、ではちょっと待ってください。

ちょっと長時間になってまいりましたが、証人のほうで休憩、あとたくさんありそうですか、質問内容。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） まだある。休憩を入れることもできますが、あと少なくとも、まだ続きそうなのですが、いかがでしょうか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 大丈夫ですか。

では、資料の提示をお願いします。

田沼証人、大丈夫でしょうか。

小平委員。

○委員（小平啓佑君） では、子ども・子育て支援交付金交付要綱についてお聞きしたいのですけれども、記録簿、令和4年9月8日、失礼しました。

○委員長（内海まさかず君） 委員は、青の301。

○委員（小平啓佑君） そうですね。令和4年9月8日の記録簿について、この担当者の方が交付要件について、県の職員に確認をしている記録になります。後段のところ、ピンク色のマーカーを入れさせていただいたところなのですけれども、事業開始届の提出後であっても、委託を開始する前のタイミングであれば、新たに実施すると捉えてよい。今年度中に係った費用については、今年度中に申請を行うこと。そのずっと後、最後に、ピンクのところは、4月1日に委託を開始していればよいという確認を取っている記録になりますが、これは正しい理解だと認識をしていらっしゃいますでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） この内容は理解されています……この時点ですか、今の時点ですか、それとも前ですか。

○委員（小平啓佑君） 当時です。

○委員長（内海まさかず君） 当時ね。田沼証人、当時、この内容は理解していらっしゃいましたでしょうか。

田沼証人。

○証人（田沼好美君） そうですね、記録簿のほうは多分見ていると思いますので、そのような理解をしていたと思います。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） そうしますと、令和4年度の3月補正、これは藤岡校になりますけれども、藤岡校のときは、この要綱、しかも県に確認を取った、補助金を出した当該年度もしくは遅くても翌年度の4月1日には委託が開始されているということで、この理解ののっとして藤岡校の補正予算の手続が行われていったと理解しているのですけれども、その理解は間違いなかったですか。

○委員長（内海まさかず君） 証人に聞くことなので、こちらのことが正しいかどうかというのではなくて、証人が、今の手順でやったかどうかということでよろしいですか。

では、証人、この流れによって、県から国からの返答が来たと連絡ありという、この内容に沿っ

て藤岡の補正予算をつけたということでよろしいでしょうか。

○証人（田沼好美君） 翌年の4月1日に委託を開始していればいいというのが前提ではなくて、そもそも本来であれば、もっと前に委託ができるのであればやりたかったのですけれども、それがいろんな条件がなかなか満たされなかったりとか、現場の確認が取れなかったりというも先ほど申し上げましたけれども、そういうことで委託が延びてしまったということだと思います。

この最後の4月1日に委託を開始していればよいというところを目的にやっていたわけではございません。そのように記憶しております。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） そうしますと、今度は、岩舟校の補助金の出し方に移るわけですが、1,200万円の補助金を令和5年度に当初予算に計上して、委託は令和6年の、次の年度の4月1日に委託を開始しておくべきだというふうに、私は交付要綱を読むと、そのように理解できるのですけれども、この理解にのっとった手続をされていたのでしょうか。もしくは、違う理解だったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人、分かりますでしょうか、質問の内容が分かりますでしょうか。どうぞ。

○証人（田沼好美君） 多分、今現在、岩舟は委託されていないということですか。それに対して交付金を出しているだろうということですか。

○委員長（内海まさかず君） ではなくて、事実を聞いてもらえればいいので、交付要件に沿って予算はつけられたのですかということかな。

すみません、証人、交付要件によって、岩舟の予算は、これは改修のほうだけ、まだ委託ではないものね。改修の予算はつけられたということでよろしいでしょうか。

○証人（田沼好美君） そうですね、当時は、そのようにのっとってやっていたというふうに理解しております。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 当時の考えでは、交付要綱にのっとった事務手続をされたというご回答でしたので、今の認識ではどのように思われますか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） すみません、現在、私、担当ではないので、交付要綱がどういうふうに変わっているかというのはちょっと分からないのですけれども。

○委員長（内海まさかず君） 分かりました。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 当初、冒頭で私のほうで佐山氏の印象等を聞いたときに、子供たちの未来をとっても考えている方だというふう感じたとおっしゃっていました。ですが、この藤岡、岩舟

の現状を今ではなく過去から見ていくと、なかなかうまくいっていなかったのではないかと捉えることができると思いますが、なぜその当時、子供たちが集まりづらかった、もしくは開設をしていながらもかかわらずうまくできていなかったように感じる資料が多々あるのですが、それはその当時、どのように感じたか、そして当初とこの頃のイメージはまた変わってきたのか、事実を基にそのときのお気持ちを聞かせていただきたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 私の個人的な考えにはなるのですけれども、地域柄ってすごくあるものだと思うのです。やはり市内でうまくいっているものが、例えば藤岡地域であるとか岩舟地域だとうまくいかない場合もございますし、岩舟地域については、私どものほうは本当に利用者が増えていて、でも支援員が足りないというその真逆の状態の中で運営をさせていただいていて、やはり保護者もそうですけれども、子供たちの選択肢というのが全くないのですね。岩舟地域については、公営の学童しかない。なので、もしそこで何かあったとしても、ほかに移動したくても移動ができない。栃木については民間さんが幾つかございますので、いろんな選択肢があるのですけれども、岩舟についてはそういうものがなくて、あと民間でひまわりさんについては、個人的な見解ですけれども、保育料が公営と比べるとかなりお高いのです。民間さんって、そこはそれぞれの特色のある学童を打ち出しているところなので、料金が公営と違う、目的自体も違うところというのは当然ございます。なので、利用者の方々からちょっと聞いたりとか耳にしたことがあるのが、どうしてもちょっと保育料が高いかな、そちらに行きたいのだけれども、興味はあるのだけれども、保育料が高いというようなお話は、保護者の方々から聞いたことがあります。なので、公営をやめたいのだけれども、公営は安いので、そちらに行きたいというのは聞いたことはございます。だから、もうちょっと安い民間があるといいなというのは、保護者の方からご意見として聞いた覚えはございます。

そのようなご意見を聞いたこともございますので、当然、私どもとすると民間さんにもそういうご意見があったりとかというのはお伝えすることはもちろんございます。でも、多分佐山さんに関しては、そういうところはすごく信念を持ってやられている、何か教育に関してすごく重要視をされている方ではあったので、そこは値段とかそういうものに関しては、やはりそちらで設定したものでやりますというようなことはあったのかなというふうに記憶してございます。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 信念を基にということを感じたということでございます。ただし、子供の未来等を考えていくのであれば、やはりそのときにもうちょっと計画を、期待していたのは支援員の不足であったり、要望が多い中、公営では受け切れないという現状があったわけですから、そのときに佐山氏にどのようにお伝えしていたのか、もうまさに補助金を出すに当たって、実際、工事も始まっている状況で、もう高くて人が集まらないという状況は改善すべきではないのかなとは感じていますが、そこら辺のやり取り等はあったのでしょうか。アドバイスをしたり話合いをして、

金額を少しでも下げてもらい、市の要望である少しでも学童の待機児童を減らしていくという考えに基づいて話し合いというのは当時ありましたか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） そうですね、いろいろ話をする中ではそういうお話もあります。値段だけではありません。子供たちをバスに乗せるというのが不安だという保護者の方もいらっしゃいますし、わざわざ、例えば大平西小に行っているのに、何でそこから岩舟に行かなければいけないのだろうという方ももちろん、親とすればいいのですけれども、子供の意見を聞くと、やっぱり学校で遊んでいたお友達と別のところに行くのが嫌だという方もいるので、やはり地域性とかというのはあるのかなというふうに感じていたことはございます。なので、そういうものもひっくるめてお話とか情報共有というのは、陽光学園さんだけではなくて、ほかの民間の学童さんとはそういう話は担当のほうはしております。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） その実態調査の部分、運営の実態のほうも把握しなければならなかったということで、当時、何度も足を運んでいるはずですが、その際にやはり子供の数がしっかり増えていかなければ意味がないものであったと感じていたはずですが、そこがうまくいかなかったということで、たしか当初の予定では、岩舟と大平エリアを対応するために岩舟校を発足するはずであったと思いますが、まずそれは間違いないですか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） おっしゃるとおりです。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） そうなると、当初の予定と少し逸脱しているというか、変わってきている部分はあると思います。そういった意味で、実態調査の中や運営実態を把握するに当たって、全然人が集まっていない状況というのは、いつの段階で分かっていたのか、それが財政課が言ってきた積み重ねが足りないよという部分であったのか、そこら辺の判断と、その頃の現状というものはどのように分析をされておりましたか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 財政から指摘を受けたのは、藤岡校に対してのみでございます。岩舟校に関してはございません。岩舟校に関しては、やはり子供たちが、例えば民間さんがそこでゼロから始まっているものだと思うのですね、陽光学園さんについては、ある程度ほかの学童さんに関しては、ちょっとお声をかけたりとかして、少人数から始まってだんだん人数が増えてきて委託をしたいなというようなところの民間さんも、どちらかというところが多かったのですけれども、ひまわりさんに関しては、岩舟では全く実績がなくて、その中でゼロからスタートしていただいているというところはあったので、私どもができることはご協力しますということで、情報共有はさ

せていただいて、公営を使っている方に関して、民間さんの周知が足りないのかもしれないというところもあったので、チラシをお預かりして、実際に今公営で使っている方にチラシをお配りして、こういうところがありますよというふうにお知らせして、何とか子供たちを、利用者を増やせないかというようなお手伝いをしたこともございます。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） この時点での印象というものは、当初の夢を語っていた頃とも変わらずでよろしいでしょうか、佐山氏に対してです。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 私の個人的な意見ですけれども、そこは変わらずやっていたというふうには理解はしております。

○副委員長（大浦兼政君） ありがとうございます。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 岩舟校のことですけれども、資料的には1－4と1－5を見ていただきたいのですけれども。

○委員長（内海まさかず君） これは、何の資料になりますか。

○委員（白石幹男君） これは、岩舟校の1,200万円の支出負担行為決議書です。それに添付されている資料です。それと、1－5は事業実績書の報告書です。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 1－4の、これは支出負担行為決議書の2ページ目、交付決定通知書、これ令和5年の5月9日ですけれども、その交付条件として、設置事業に関する環境の整備の交付の条件とする。2番目に、令和7年度に利用者数の目標を達成できるように努めること。3番目に、上記に違反した場合は、補助金の一部または全部について返還しなければならないという交付条件をつけているのですけれども、1－5ですけれども、補助事業等実績報告書というのがあって、利用実績書というところで、3番目に、令和6年度については利用者7名でスタートしますが、引き続き利用者確保に向けて学校等と連携し、令和7年度には利用者数20名以上を目指していきますということで、令和6年度は本来なら委託条件を満たさなければならなかったのに、補助金については交付しているのですけれども、こういう状況についてはどう思われますか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 現在の私の考え方でよろしいのでしょうか。

○委員（白石幹男君） 当時、こういうことで交付決定をしているわけですけれども、その時点で、本当に交付決定できるのかどうかについての認識はどうなのでしょう。

○委員長（内海まさかず君） どうだったのでしょうかかもしれませんが、内部で検討されている可能性、個人では決められないことなので、内部で検討されていると思いますので、そのときの、これ

で問題ないよとそのままずっと行ったのか、内部で議論があったのかというものはいかがでしょうか。

○証人（田沼好美君）　そうですね、ちょっと議論をしたかどうかという記憶はないのですが、とりあえず利用者に関しましては、やはりこちらで何とかする、ある程度努力はして、先ほど申し上げましたけれども、チラシを配ることをして周知をお手伝いしたりとかということ、やれることはやったのですが、実際に子供たちが4月1日現在の人数だと思うのですが、そこで7名でスタートするというのはいたし方ないのかなということで始まったのだと思います。

といいますのが、学童に関しましては、いつでも希望があれば入ることが可能ですので、そこら辺はちょっと様子を見ていきたいと思いますということで、ここに関してはこのような努力をしていただくということで、そこは私どものほうはこのような表示をさせてもらって、決裁を押ししたものとされます。

○委員長（内海まさかず君）　白石委員。

○委員（白石幹男君）　本来、この補助金を出す条件にはなかったという認識は持っていたのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君）　どの部分がでしょうか。

○委員（白石幹男君）　学童事業が7名でスタートして委託できないような状況の中で、その改修の補助金を出す条件はなかったという認識はなかったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君）　田沼証人。

○証人（田沼好美君）　ちょっと細かいことは申し訳ないのですが、記憶にはないのですが、例えば公営に関しても、毎年、利用者って変動するので、あるところに偏ったり、あるところが少なかったりとかというのは、もうそれはいたし方ないというふうに思っております。なので、この時期あれですね、多分、大平西のほうの建築も関わっていると思うのですが、私どものほうで、本来であれば、そこに建物を建てなければ待機者がかなり出ていたのだと思うのですが、そこを何とかしようということで建物を建てていたということもあるので、実際にそこに、もしかするとそこを建てていなかったら、岩舟校に行っている子供たちというのかもしれないのですが、そこら辺はちょっと、ほかの要因とかそういうものも考慮してというふうにちょっと理解は、今ちょっとこの文言を見ると、なので、ちょっとそこは緩和して様子を見ていきたいと思いますというふうに対応したものと考えます。

○委員長（内海まさかず君）　すみません。だから、お金をつけるときにはこういう条件がありますよとやったのですが、実際上がってきたものだと7人しかなくてという状況で、本来ならば条件をつけているので、この状況だとお金は払えません、または返還してもらおうということになるのですが、そうではなくて、課内か何かで組織的な判断で、これは仕方ないからこのまま行きたいと思いますということになったのでしょうか。

田沼証人。

○証人（田沼好美君）　そうですね、私の個人の考えではございませんので、そこは協議はしていると思います。

○委員長（内海まさかず君）　すみません、当時の、それは記録としては残っているのでしょうか。

○証人（田沼好美君）　いや、こういうものは記録には残していないと思います。

○委員長（内海まさかず君）　そうですか。協議をしたことは覚えていらっしゃる。

○証人（田沼好美君）　それも記憶にはございません。

○委員長（内海まさかず君）　そうですか。

○証人（田沼好美君）　はい。

○委員長（内海まさかず君）　白石委員。

○委員（白石幹男君）　実質的に、陽光学園は廃止になっていますよね、令和7年度に。陽光学園自体が、岩舟校についてはもう令和7年度は廃止ということで、令和7年度には利用者数20名以上を目指しますということは、目指すどころか廃止になってしまったということは、これは交付条件を満たしていないと見るべきだという認識なのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君）　田沼証人。

○証人（田沼好美君）　陽光学園に関しては廃止には、おっしゃるとおりだとは思いますが、経営実態とすると、そのまま別の会社で内容とすると変わらず続けていると思いますので、というふうに思います。

○委員長（内海まさかず君）　そういうお答えです。

ほかにございますでしょうか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君）　委員長、資料のほうを提示していただきたいのですが、よろしいですか。

○委員長（内海まさかず君）　何に関する資料になりますでしょうか。

○委員（氏家 晃君）　この赤の1－1です。1－1と1－2になります。

○委員長（内海まさかず君）　氏家委員、資料が何になるかというのは。

○委員（氏家 晃君）　資料は、栃木市民間学童保育事業補助金の補助金額についてというものの回議用紙です。それと、1－2につきましては、支出負担行為の決議書、補助金等交付申請書が陽光学園さんから出ているというところになります。その一連のところになります。

大丈夫ですか。

○委員長（内海まさかず君）　氏家委員。

○委員（氏家 晃君）　それでは、まず回議用紙ということで、この起案が令和5年3月27日で、決裁が令和5年3月27日、同じ日に起案と決裁が行われているわけですが、こういったことはよくあることでございますか。

- 委員長（内海まさかず君） 田沼証人。
- 証人（田沼好美君） よくあることではないと思います。
- 委員長（内海まさかず君） 氏家委員。
- 委員（氏家 晃君） ありがとうございます。

この中身なのですが、補助金を1,200万円までということで決めるということと、決裁の上は、当該補助金として別紙案のとおり、民間学童保育事業者宛て通知してよろしいか併せて伺いますということで決裁が下りているわけなのですが、この3月27日で、この民間事業者向けの一番最後のところ、1-1の、補助金交付申請についてということなのですが、これは27日に決裁が下りた。なかなかない同日決裁という形で決裁が下りて、この交付申請についての案内というのは、ここにあるように補助金等交付申請書、事業計画書、収支予算書、収支決算書、事業実績書、補助金等交付請求書を全部そろえて、令和5年3月31日、金曜日まで、決裁が下りてから、決裁が下りた日も含めたとしても27、28、29、30、31、5日間しかないわけだったのですが、この交付申請についてという題名の民間学童保育事業者各位、これは決裁が下りたということで事業者のほうにお配りをしたという理解でよろしいですか。お配りした記憶があるかということでもよろしいのですか。

- 委員長（内海まさかず君） この書類について民間学童保育事業者に郵送または送付されたでしょうか。

田沼証人。

- 証人（田沼好美君） この3月27日というのはあれですよ、多分、補正、議会の最終日になるのですか。

〔「そうです、はい」と呼ぶ者あり〕

- 証人（田沼好美君） 補正が通ったの起案ですよ、だから期間が短いということですよ。決裁を取っているんで、これは当然郵送……決定をしました、通知してよろしいか併せて伺いますということなので、多分、送付はしているものと思われます。

- 委員長（内海まさかず君） 氏家委員。

- 委員（氏家 晃君） では、3月27日のこの決裁が下りたことを受けて、郵送をしているということなのですが、という記憶ということなのですが、郵送を、今、郵便事情を御存じかと思うのですが、翌日には配達されない。早くても翌々日。27日に郵便局で受け付けてくれたとしても、事業者のところに届くのは29日、早くて。そこから中身を見て、3月31日までに申請しようというので、時間的にかなりタイトになるという認識はございましたでしょうか。

- 委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

- 証人（田沼好美君） すみません、今ちょっと資料を見ている限りにはなりますけれども、1,200万円に関しては、多分、お話があって対応させていただいているのは、ひまわり学童のみだと思われ

るのですね。なので、全部の……宛名が民営学童保育事業者各位になっていますけれども、本来であれば、多分この時期でこういう改修工事の要望があったりとかというのは、ほかの学童からの要望は多分なかったというふうに認識していますので、本来であればこの宛名が、民営学童という多分いろんなところに該当すると思うのですけれども、そうではなくて、例えばそのまま該当の事業者のお名前を入れて、あとは、通知するというふうに決裁のほうはなっているので、もし多分そこだけで考えるのであれば、実際に郵便でかどうかまではちょっと記憶にはないです。

○委員長（内海まさかず君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） そうしますと、証人としては、民間学童保育事業者各位という栃市子第584号、栃木市、大川秀子名で出される予定だったというか、この文書というのは、本来は先ほど名前出てこなかったですけれども、陽光学園さんのお渡しをするという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） すみません、今ちょっと資料を見ただけでは、そういうふうに私のほうは今理解したのですが。

○委員長（内海まさかず君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） そうしたら、この決裁の上は、当該補助金として別紙案のとおり云々、通知してよろしいかというところなのですけれども、ではここは、ほかの学童保育の事業者には知らせないという認識があったのにもかかわらず、この文書は、栃市子第584号につきましては、栃木市長が学校法人陽光学園だけに出すはずのものをこの決裁文書には、民営学童保育事業者各位に、錯誤があったとか、そういったことで作ってしまったというご認識であるという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 証人の記憶では、今見た限りでは、これはそういうふうに、陽光学園に出すべきものではないかという証言をされたということになります。それでよろしいですよ。

○証人（田沼好美君） はい。

○委員長（内海まさかず君） これを作った、また決裁をした当時というものの記憶というものはございませうでしょうか。

田沼証人。

○証人（田沼好美君） すみません、記憶はございませぬ。なので、すみません、もしかするとちょっとここに、その宛名までは申し訳ないです、ちょっと、今見た中では、民営学童保育という表示ではなくて、事業所宛ての名前を入れるべきだったのではないかなというふうに、ちょっと今は思います。なので、その当時の、すみません、記憶は、そこまではちょっと見ていなかったかもしれないです。申し訳ございませぬ。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） すみません、このような有利な補助事業があるということは、ほかの民

問学童さんには周知は過去にされていたのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 先ほどちょっとお話に出ましたけれども、子ども・子育て支援交付金の交付要綱ですとか、そういうものに関しては、誰でも閲覧はホームページとかそういうもので、国のほうから取ることができます。

そういう周知はもちろん、皆さん民間の学童さんに関しましても周知はしておりますし、たしか去年ですか、去年の民間さんを全部お呼び立てをして、実際にそういう横のつながりを持っていただくということで、去年改めてこういうものも皆さんご自分で確認をしていただき、自分の運営をしていく中で、何か使えるような要綱とかあれば、ぜひこちらに、市のほうにもご相談いただきたいということで、改めて去年はそういう会合を持つように始めました。なので、それ以前からお知らせとかそういうものはしておりました。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） ということは、こういった補助事業があるよというのは、ほかの学童さんも知っていたということでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 私は、そのように理解しております。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 過去の我々の調査の中で、例えばお風呂場であったり、直接学童に関わらないものであっても、今後使うだろうという判断で補助金を出していましたというふうに報告を受けています。そういったことも踏まえて、大きな拡大解釈を基にこの補助金を出せるのだよということ、ほかの学童さんは理解されていたと思われませんか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） ちょっとほかの方の考え方まで私は分からないですけども、拡大解釈をするかどうかにならないように、私たち担当とすれば、そこら辺は事業者の方と話合いを持ったりとか、そういうふうに対応してきているものと思っております。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 分かりました。この件ちょっと別件でも聞くとありますが、取りあえずこれで大丈夫です。

○委員長（内海まさかず君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） そうしましたら、この栃市子第584号が民間の学童各位には送られなくて、陽光学園さんだけに送られたという認識だったということなのですけども、それを受けて、1-2のほうで、補助金の申請が令和5年3月27日に、もう陽光学園さんのほうから上がってきているわけですが、この辺の極めてスムーズな申請の段取りなのですが、それにつきまして何か

お考え……

○委員長（内海まさかず君） では、当時の状況というものをご説明いただければ、3月……

○委員（氏家 晃君） 3月27日に申請が出てきているということは、その前から陽光学園さんとはお話をしていたかと思われるのですが、その当時の状況につきましてご記憶がある範囲でお答えいただければと思います。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） すみません、ちょっと細かいところは記憶にはございません。

○委員長（内海まさかず君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 分かりました。経緯のほうは分からないということで、そうしましたら決裁が27日に下りて、27日、同日に補助金交付の申請があり、それも27日に決裁がされているということなのですが、この辺につきましてこういったことはよくあることなのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） よくあることではないと思います。

○委員長（内海まさかず君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） よくあることではないということで理解をいたしました。

それで、補助金交付申請書のほうを見ていただいて、添付書類として（1）事業計画書、（2）収支予算書ということで書いてあるのですが、収支予算書のほうは私が見ても何とか……

○委員長（内海まさかず君） 資料1－2の2枚目。

○委員（氏家 晃君） 1－2の開いてすぐのところの交付申請書。（1）の事業計画書というのが、この図面だけで事業計画書という理解でよろしいのですか。事業の計画とはちょっと違うのではないかというふうに私は思うのですが、その当時のご意見、考え。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） すみません、この書類を今見ての話にはなりますけれども、当時、あくまでもこれは改修工事の補助金の申請書になりますので、このように改修しますということで、このつけられているものを計画書として捉えて手続しているものと思います。

○委員長（内海まさかず君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） では、これやっぱり改修だけの場合には、こういった図面だけで添付書類として用をなすといいますか、添付書類として成り立つというふうな理解でよろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） そうですね、今、ちょっとここで書類を見る限りだと、当時は出せるものというのは当然あればつけていると思いますので、今、この書類を見た限りだと、こちらが関係する添付の書類でということで認識をしてつけさせていただいているものと理解しています。

○委員長（内海まさかず君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 先ほど証人のほうからもありましたが、全ての起案決裁、そして申請のほう、そして申請の決裁、3月27日、1日に行われるというのは、なかなか聞いたことがないということで、3月27日、何とか間に合わせるために事業計画書ができていないので、この図面だけで決裁のほうを通ったというか、これしか出せなかったのかなというふうには思いませんか。

○委員長（内海まさかず君） 質問、意見を求めるのではなくて、事実を聞いてほしいと思っておりますので、十分であったかというのは先ほど聞いたのでしたっけ。

○委員（氏家 晃君） そうですね。

○委員長（内海まさかず君） では、質問はそこまでだと思われま。

○委員（氏家 晃君） では、取りあえず。

○委員長（内海まさかず君） すみません、ここで暫時休憩いたします。

（午後 零時01分）

○委員長（内海まさかず君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

（午後 零時02分）

○委員長（内海まさかず君） ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時から開会いたします。

（午後 零時02分）

○委員長（内海まさかず君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○委員長（内海まさかず君） 委員の皆様申し上げます。質問は端的にお願いいたします。

それでは、何かご質問ありますでしょうか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 現場確認の有無、当然していると思います、改修工事で。そのときに改修工事前の写真がほとんど見当たらないのです。この改修工事前の写真はなぜ撮らなかったのか、一部にはあります。これはどう考えておるのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人、その事実は把握されていらっしゃるのでしょうか。

○証人（田沼好美君） 記憶の限りでは、なぜ撮らなかったとか、ちょっと理由は何かあったわけではないです。議員さんのほうで確認されていて資料がないということであれば、当然そこは撮っていないのだと思うのですけれども、なぜ撮らなかったのかというのはちょっとすみません、理由はないです。

○委員長（内海まさかず君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） これは、行政のイロハのイだと思います。特に補助金というものについては、工事前がどうだったと、工事後がどれだけ改良されたか、改善されたかというのは、当然当たり前のことではないのかなと私は思うのですけれども、証人についてはその辺の考え方はいかがでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 補助金を執行する上での在り方というものはどのように思われますでしょうか。

田沼証人。

○証人（田沼好美君） 今回ご指摘いただいたとおり、今そのようなご指摘を言われれば、確かにそのとおりだなというふうには思います。なのですけれども、当時初めて今回の改修工事については対応させていただいたのが藤岡が最初、市でも初めてのことだったかと思うのですけれども、そこはちょっと手続が甘かったなというのは今思います。

○委員長（内海まさかず君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） くどいようですけれども、手続が甘いということの判断で総額1,200万円、2校合わせると2,400万円のお金が出ているということになると、議会とすれば当然出さなければならぬ理由、そしてどの項目がそれに当たるのかというものを確認しないわけにはいかないと思うのです。いわゆる議会のチェック機能、百条委員会の前に。ただ、こういう問題今まで私たちも分からなかったから、今日は百条委員会で聞くのですけれども、こういうことというのはほかの他の部署、工事を担当しているところなどにも聞くことはあるかと思えますけれども、これは前と後の証拠として、当然どのような価値をその工事後に与えたという証拠あるいは証明のためにもぜひ必要なことだと私は思うのです。そのことについてもいかがお考えですか。

○委員長（内海まさかず君） 針谷委員、重複する質問になりまして、そして意見を求めることになりますので、針谷委員のご意見というものは承知いたしました。恐らく証人にも伝わっていると思います。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 午前中にありました質問の中に見積書の名前が違うというものがありませんでした。結局一般的な話もそうなのですが、やはり相手先が違うと違う場所の工事を疑ってしまうというのは一般的で当たり前で、当然統一して陽光学園での見積書を出させるというのは当たり前だとは思っています。現実に結果的には振込証明書をもって判断をされたと思いますが、やはり現場確認において備品等一個一個も確認していかないと、当初疑いは、疑念を持っていたものを晴らすためには写真は当然あるべきですし、現場確認の際は深くしっかりと調査をするものであると感じています。やはり金額の大きさだけではなく補助金の性質上、税金をどう扱っていくかというのは大切なことですので、そこら辺の部分に関して当初名前が違ったということは認識していたが、どのように判断した記憶はなかったということはおっしゃっていましたが、現実に結果的に

は全てが陽光学園で請求書、支払いが出ていて、現場の確認した際にその一つ一つをどのように判断されたのか、当時の状況はご自分ではどのようなものでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 今回の私たちの捉え方とすると、また交付金が別に整備交付金というのがあるのですけれども、それに関しては大平西とか実際に自分たちで計画を立てて実施設計から始まって建築、建物を建てるというものとまた性質が違うものではあったので、そちらの整備交付金ですと全部見積りの単価であるとか確認とかというのも検査指導係とか、そういうところも全部ほかの部署が入ってのものではあったのですけれども、今回の環境改善に関しましては、そこまでの手続というのは当然担当部署、私たち学童保育係でのみ担当はしていましたので、実際に環境改善という全体的な部分は見えておりますけれども、一つ一つ備品のほうを全部確認したかというふうに言われますと、そこまではやっていないというふうに申し上げます。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） やはり今までの質問の中にもいろいろなものの金額については聞いていましたが、当然専門家でない以上分からない部分があったと思います。こういったものの特質上、特性上、出されたものを信じて進めるということで仕方はなかったと判断されますか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 今思えば、そこはきちんと例えば別部署にというのをやるべきだったと思うのですけれども、当然そこはやっておりませんでした。

○委員長（内海まさかず君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 施工前ということがやるべきだった、確認は、設計書の、あるいは見積書ということだったのですけれども、施工後の写真はありますけれども、それとの比較みたいなものというの中ではやらなかったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 写真と現場との確認という意味ですか。

○委員（針谷育造君） だから、そこがどのように変わったという確認は当然していると思うのですけれども、そういう観点での検討は、これだけのものがこれだけの価値が上がるように、あるいは学童保育でそのような状況が子供たちにいいようにというようなことで、その評価みたいなものはしていないのでしょうか。要するに設計書がないわけですよ。こうしたいという思いはあったにしても、設計書がなければ、例えば一式何という、たくさんありますよね、一式というのが、見積書の中に。

○委員長（内海まさかず君） それは事実なので、そのまま言っていただいて、同意を求めなくても大丈夫です。

○委員（針谷育造君） そのような一式というような見積書の中で、これは技師ではない皆さんにと

ってはしようがなかったのかという。でもそれでは済まないような気もするのですけれども、そのときの一式というような、あるいは見積り課題みたいなことなんかもあるように見受けられるのですけれども、取りあえず一式ということについての考え方というのはやむを得なかったというふうに、やむを得なかったというよりもどのようにお考えですか。

○委員長（内海まさかず君） 見積り段階とか請求書段階で一式というのがありますけれども、それを見たときにどのように感じたかということでもよろしいですか。

○委員（針谷育造君） いいですよ。先ほどちょっと答えていたようですけれども。

○委員長（内海まさかず君） 見積り、また請求書の中で、項目の中で一式というものが出てきますけれども、それはご存じでしょうか。

田沼証人。

○証人（田沼好美君） 先ほど見せていただいた資料を見て、確かに一式というふうになっているのは今見て思いましたけれども、その当時どうだったかというのは、すみません、記憶にはございません。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） ほかの方も以前の意見交換会も含めておっしゃっていたところの確認でございしますが、当時現場確認に行かれたとおっしゃっていましたが、やはりそれは見積りに沿って佐山氏がここをこうしたということの説明を受けただけということで、まずはよろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 説明していただかないと私たちも、先ほども、あまりそんなに書類に関して建築関係とか詳しいわけではないので、説明していただいて計画書というか、それのとおりをやっていたと思いますよねというのを確認させていただいたというふうに記憶しております。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） それでは、そのときに田沼さん自体は説明を受けた際に、ここが工事されているという認識をしっかりと確認できたと今覚えていらっしゃるでしょうか。何かうんと思うことはあったのでしょうか、その当時の状況をお伝えください。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 私が記憶している中では、藤岡校の現場確認は私は行っておりません。なので、岩舟校に関してのご回答になりますけれども、ここをこういうふうに改修してということで、私はそのように全て受け取っております。不審に思ったことはございません。

○委員長（内海まさかず君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 委員長、先ほどの氏家委員の関連に戻ってしまうのだけれども、よろしいでしょうか。

- 委員長（内海まさかず君） はい。
- 委員（青木一男君） よろしいですか。多分田沼証人の机の上にあるかと思うのですが、資料、補助金等交付決定通知書になります。赤の付箋の1－3の前のページですか、それが3月27日、先ほど氏家委員のほうから出ました交付決定通知書です。それと、これが多分藤岡校、それと赤付箋の1－4の次のページですか、令和5年5月9日の交付決定通知書です。交付決定通知書が令和5年3月27日と令和5年5月9日、これ藤岡校と岩舟校の交付決定通知書なのですが、年度はまたいざとしても、令和5年に交付決定通知書が出ているわけです。藤岡校は、令和4年からもう開業しているわけでありまして、令和5年になった理由というのをどのように把握されているのかちょっとお聞きしたいのですが。
- 委員長（内海まさかず君） 今のは資料1－4のほうで、これは1－4は岩舟の交付決定ですよ。
- 委員（青木一男君） そうです、5月9日。
- 委員長（内海まさかず君） 1－2のほうは、これは藤岡に対する交付決定通知書。
- 委員（青木一男君） そうです。3月27日のです。藤岡校がこれだけ遅れた理由をどのように把握されているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。
- 委員長（内海まさかず君） 田沼証人。だから、岩舟の部分は今聞かなくてもいいのですよね。藤岡が年度末に差し迫っての交付決定というのは、どのような事情があったのでしょうか。
- 証人（田沼好美君） すみません。今ちょっと資料を見てのお話なので、藤岡校に関しては補正で予算がついていて、予算が確定したのが令和5年3月27日だったからではないのかなと資料を見る限りだと思うのですが。
- 委員長（内海まさかず君） 以上で。
- 証人（田沼好美君） はい、すみません。岩舟のほうは何でというのは、今これを見ているだけではちょっと分かりません。
- 委員長（内海まさかず君） 当時の記憶というのはございますか。
- 証人（田沼好美君） 分かりません。
- 委員長（内海まさかず君） 青木委員。
- 委員（青木一男君） それでは、その内容的な部分で、交付条件なのですが、これを見ていただくと藤岡校はここに書いてあるとおりです。子ども・子育て、これは一般的な交付条件ですよ。岩舟校に関しましては、それにプラスされて令和7年度に利用者の目標を達成できるよう努めること、上記に違反した場合は補助金の一部または全部について返還しなければならないというふうな岩舟校は交付条件に入っています。3項目ありまして、今私がお話しした2項目が入っているのです、交付条件に。岩舟校に関して、この2つの交付条件をつけられたというのはどのように把握されているのでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 当時の状況を説明していただければと思います。

田沼証人。

○証人（田沼好美君） ちょっと今資料を見比べてみて、なぜ藤岡と岩舟が違うのかというのは、すみません、ちょっと記憶にはないです。人数のことに関しては多分藤岡のほうはある程度人数、子供たちの、利用者のという条件はのめていたのだと思うのですが、岩舟のほうは先ほどほかの資料で利用者が7名というのが多分4月1日現在の人数だったかと思うのですが、それを増やしてほしいということもあって、年度の途中で人数って変わることがあるというのは先ほども申し上げましたけれども、それでそこは必ず達成できるようにということで条件の中に入れたのではないかなとは思いますが。その2番が入っているがために3番を入れたのかどうかというのはちょっとすみません、記憶にはございません。

○委員長（内海まさかず君） 証人は、係長として交付決定に関しての意思決定の場にはいらっしやいましたでしょうか。

○証人（田沼好美君） 決裁押していますのでいました。

○委員長（内海まさかず君） この決裁を上げる前の会議とかというものには参加されていらっしやる。

○証人（田沼好美君） 打合せにはほぼ入っていると思います。

○委員長（内海まさかず君） ほかにございますでしょうか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） まずは、証人に資料のほうをお渡ししたいのですが、よろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） どういった資料になりますでしょうか。

○委員（広瀬義明君） こちらの資料は、インデックスのほうでいうと赤の1-2、そして1-5になります。資料としては、支出負担行為決議書及び実績報告書提出に関わるものということで、これに添付をされております見積書、請求書のほうについてお伺いをさせていただきたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 少々お待ちください。

○委員（広瀬義明君） 金額の精査ということ、今証人にその数字の内容等についてお聞きをしたいのではなくて、そこに記載されている数字そのものが本当に妥当性があったのか、そういった確認というのは一切行わなかったのか。先ほど証人のほうから、建築のプロではないのでといったお話等がございましたけれども、例えばその見積り請求書に上がっております物品、そしてその規模等について、従来の学童保育を行うにふさわしい内容だということで当時認識をされていたのかについてまずお伺いします。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 当時やはり必要だから上げていただいているというふうに認識はしております。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） それでは、その当時の学童保育、たしか田沼証人は公営の学童のほう、60か所以上の統括をされている立場であったということで冒頭お伺いしておりますけれども、公営の学童保育の場合、当時、どのような備品までは補助金による購入が認められていたのか私も分かりませんが、例えば岩舟校のほうの見積り請求書のほうに様々な備品の購入がございます。そういった備品の購入もこの補助金の適用範囲であったということでよろしいのですよね。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 環境改善に関してということになってきますので、環境を改善するに当たって民間学童さんが必要だということで上げていただいておりますので、そのように判断をしております。ごめんなさい。公営に関しましては、やはり民間と公営の目的ってちょっと違う部分があるのです。民間さんって自分たちの特色を生かしている事業を展開している学童さん、それを選んでいただいて子供たちが利用しているということになりますので、公営の学童と比べますとかなり物品とか、そういうものに関してちょっと違うものというふうに認識はしております。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） それでは、例えば物品の例として挙げさせていただきますが、こちらのほうに岩舟校において複合機のほうを購入されております。この複合機が請求金額が税込みで161万7,000円と、当時7名しか在籍のなかった岩舟校において160万円を超えるようなカラー複合機が必要であったと、請求通っていますから、お認めになられたということでよろしいのですよね。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） おっしゃるとおりです。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 確かに公営と民営で指針も方向性もやり方も違うというのは理解いたしますが、果たして本当にこんなに高性能の複合機が実際に必要だったのか、そのとき課内ではどのような、何かしらの議論がなかったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） この複合機のほうは、私のほうも現場で確認はしておりまして、市と比べるとすごく立派なものだよねという話をしたのは覚えています。でも必要として上がってきたものというふうに認識はしておりましたので、それに対して議論というか、反対をするとか、そういうことはなかったです。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そのとき議論にはなった、お話にはなったということでございましたけれども、そのレベルの複合機というのは当時公営学童で使われているといった例はございましたか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 公営学童では、このような複合機は使っておりません。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 私も公営学童で見かけたことがないので、そうなのかなというふうに認識しておりますけれども、民営学童というのはなかなか我々も存じ上げない部分が多いわけなのですが、当然ながら田沼証人におかれましては、数多くの事例を見たわけではないのかなと、その当時ですね、思います。ただ、一般常識的に考えて160万円を超える複合機ですから、多分高性能なのだと思います。その高性能な複合機を使いこなすだけのカリキュラム等が、このカリキュラムをやるためにこの複合機が必要なのだよという説明というのは受けていらっしゃいましたか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） そのような説明があったとは記憶はしておりません。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そうしますと、当時子育て支援課の皆様方は、こういったものが必要であろうということで補助金の中を含むことをお認めになられたという認識であったということでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） おっしゃるとおりです。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） それでは、続けて同じ備品についてお伺いをさせていただきます。岩舟校分です。やはり同じ請求書のほうで、TechDesignさんの請求書ですね、こちらのほうでデスクトップPC、ノートPC合わせて4台を購入されております。学童保育事業運営に当たって4台のパソコンが使われるというのは、当時よくあることだったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 民間学童でということでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○証人（田沼好美君） 民間学童さんにおかれましては、パソコンで遊ぶというか、プログラムをやったりとか、そういうことも聞いたことはございます。なので、公営ではパソコンの配備ってWi-Fiの関係とかがございまして、そういうものができないのですけれども、民間さんにおいてはそういう環境整備をした中で、パソコンを学童保育の子供たちの遊びで使うのか授業で使うのかというのは、ちょっと細かいところは記憶にはございませんけれども、そういうもので必要であるという認識はあります。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ちなみに、先ほど申し上げたとおり、デスクトップPCが3台、そしてノートPC、ノートパソコンですね、これが1台という内訳でございました。学童に来られる生徒さんにどのパソコンを使わせて、ノートパソコンはこういった用途で使うと、そういったご説明はござ

いましたか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） すみません、そこはちょっと記憶にはございません。ごめんなさい、説明があったのかもしれないですけども、覚えてはいないです。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） パソコンを購入するに当たって、用途目的というものが求められるのではな
いかなと思います。その辺は要綱等に記載というのは当時はあったのですか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 要綱というのは学童の利用の要綱という意味ですか。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 失礼しました。補助金の使用に関わる要綱です、栃木市の。そこには備品購
入についての細かい規定というのは、当時はなかったということよろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） すみません、ちょっと記憶にはないのですけれども、多分備品という言い方
しかしていないのではないかなと思いますが。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 購入するものについては、なかなか細かいことは職員の間で先方と打合せを
する機会は当時はなかったのかなというふうにも取れるのですけれども、これ私1つお聞きしたい
のが様々な備品購入、そして工事に当たって、お互いにどのぐらいの連絡の取り合いがあつての補
助金の支出になったのかな。つまりは工事が始まる、その前に打ち合わせますよね。そのときに担
当職員とこういったことでこういった備品をこういった形で購入していきたいという打合せはなか
ったのでしょうか、この見積書の段階で。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 担当と事業者でやっていたかもしれないのですけれども、すみません、私の
ほうは記憶にはないです。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） では、請求書、見積書等についてはちょっとひとまず置かせていただきまし
て、委員長、もう一つ書類の配付を行わせていただきたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） はい。どういった。

○委員（広瀬義明君） 今回の書類は、赤インデックス2-1の中にございます令和4年藤岡校補助
金対象経費の修正について、そして令和5年岩舟校補助金対象経費の修正についてでございます。
今申し上げたものについては、分かりやすく言うと本年所管のほうで調べ直していただいたら、こ
れだけの未執行が出てきましたという報告のものでございます。当然田沼証人におかれましても、

この作成等についてはご存じかと思いますが、当時開設に関わってこられた方々からすれば、非常に遺憾に思うところが多々あるのだと思うのですけれども、きちんと確認作業を行っていただければ、こういうものが分かったのではないかと思います。当時の確認作業でライトが幾つ使われていました、買われました。実際についていました。個数確認というのは、これは当時していなかったということでもよろしいのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 午前中の説明でも申し上げたのですけれども、全体の改修に関してというところで確認はさせていただいていたのですけれども、一つ一つ個数に関しては行っておりません。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 2つ合わせると結構な金額になってしまいますが、当時こういった不整合のものを発見するといいますか、見るために定められていた方法、やり方等はあったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 何の方法ですか。検査の確認ですか。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 完了後の検査確認の方法というものは特段決まったものはなかったのかなということですか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 当時この環境改善に関しての支出ということが藤岡校が最初で、岩舟校が2つ目ということだったので、課内の中でそういう規定をつくったりというのは当時ございませんでした。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 確かに初めてのケースでやり方が分からないままに一生懸命おやりになっていらっしまったのは分かります。特に先ほど田沼証人のほうから、お一人で60を超える公営学童を統括されていたということを知りたくて、多分かなり激務だったのだろうな、人手も足りなかったという話もありましたし、かなり多忙な中でこの事業への対応だったというのは十二分に理解をさせていただいております。ただ、その中で1校当たり1,200万円を超える補助金の支出に当たり、ミスを出さないようなやり方というものは必要だと思うのです。当時この金額について皆さんが予算請求から内容の精査まで真摯に向き合っていたという自覚は皆さんお持ちであったということでもよろしいですね。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 今ご指摘をいただくと確かにそのとおりだなというふうには思います。でも、当時そのようなやり方でやってしまったというのは本当に大変申し訳なかったと思います。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

- 副委員長（大浦兼政君） この補助事業というのが初めてのことであった、人手不足も当然あった、いろいろ現状は把握させていただきました。その中でやはり1,200万円という金額は決して小さいものではないと感じていると思いますが、正直そんなにどっちも満額で出すことに対して何か不安とか問題があるのではないかとという言葉は、ご自分も含めて課内で出たことはなかったでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 田沼証人。
- 証人（田沼好美君） それはなかったです。
- 委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。
- 副委員長（大浦兼政君） それは基本的に全てを信じたからということなのでしょうか、それともそこまで何も考えず、出されたものをそのまま受け入れたものとして、こういった心境でそのような話が出なかったと感じていますか。
- 委員長（内海まさかず君） 田沼証人。
- 証人（田沼好美君） 何も考えていなかったということはございません。なのですけれども、もちろん信頼関係があってやらせていただいているというのもございます。
- 委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。
- 副委員長（大浦兼政君） その信頼関係というのは陽光学園に対して、また佐山氏に対して信頼関係は構築できていたと田沼さんは考えていらっしゃるということでよろしいですか。
- 委員長（内海まさかず君） 田沼証人。
- 証人（田沼好美君） 構築できていたとは考えてはいないです。なのですが、構築しつつあるように努力はしておりました。
- 委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。
- 副委員長（大浦兼政君） 少し確認いたします。当初子供の未来をよく考えている立派な方だと把握されておりました。途中においても考えは変わっていない。信頼関係を構築する、しないという部分というのは、何をもちいて自分の中で判断材料であったのか、その当時のお考えはどうだったのでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 田沼証人。
- 証人（田沼好美君） どちらかというと私が現場に出てというよりは、担当の職員のほうが動いてくれていた部分は多かったです。それは役職柄ということはあると思います。あと、私のほうも実際に重大なところとか、そういうものに関してはもちろん係長ではありましたので、相談を受けてということはございましたけれども、私がやはり担当がいなかったりとかするときには佐山さんから連絡を受けたりとか、そういうことはありましたけれども、別にそこは通常普通の事業所さんと同じように話をしたり、相談をしたりとかということはやれておりましたので、別段特別扱いをするわけでもなく、ほかの事業所さんと同じように対応はさせていただいていました。
- 委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 情報提供があったということは、事実を認めていただきました。内容については、今お聞きしていない状況でございますが、その情報提供というのは判断的にはよい意味であったとは思えないのですが、その確認をします。こういった意味合いのものだったか話せますか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） すみません。情報の提供があった話は、具体的に私のほうから申し上げられないです。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 情報提供があって、その記録があるとはおっしゃいましたよね。それは分かりました。

では、その情報提供を基に佐山氏に対する判断も、その情報提供後も変わらない状況で見えていたというふうに判断してよろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 情報提供に関してのお話は控えさせていただきますけれども、そこでそれ以上信頼関係ができるということは当然のことながらないと思いますけれども、そこでストップした感じになります。そこは私の感覚です。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 情報提供を基に何かの動きはご自分もしくは担当課、それ以上の責務の方が調査なりしたことはございますか、事実は。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） すみません。情報提供に関してのお話は、私のほうからはできませんけれども。

○委員長（内海まさかず君） 内容については、この場ではどうかなという部分はありますが、それに対して何かの対応を行ったというものはお答え願えますでしょうか。

○証人（田沼好美君） 対応は行いました。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 対応されたということでございます。それは、日付的には藤岡、岩舟ともに開設後、全ての補助金が出た後のことだったのか、その時系列というか、時間軸についてはお答えできますか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人、お答え願います。

○証人（田沼好美君） もう一度いいですか。

○副委員長（大浦兼政君） その情報提供という部分、内容はいかにしても、それがあった日付というものは、全ての補助事業が決定し、もう支払いも済んだ後のことであったのか、それとも前の

ことであったのか覚えておりますか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） すみません、ちょっと分かりません。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 情報提供を受けた際、ご自分以外にも職員さんはいらっしゃいましたか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） すみません、情報提供に関してのお話はできないと申し上げているのですが、そこは答えしないといけないのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 情報提供の内容について、また情報提供を行った方の名誉や、そして不利益を被る部分に関してはお答えを拒否しても構わないとは思いますが、その付随する部分、直接その方に関わらない部分はお答えをお願いしたいと思います。

今の質問は何でしたっけ。

○副委員長（大浦兼政君） 実際田沼さんが聞いたの……

○委員長（内海まさかず君） 1人で担当したのではなくて……

○副委員長（大浦兼政君） 聞いた時期とともに、それは1人だったのか、ほかにも職員さんがいらっしゃったのか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） そこはお答え申し上げられないです。

○委員長（内海まさかず君） ほかにございますでしょうか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 情報提供の件ですけれども、それは子育て支援課内のメンバーの共通認識にはなっていたのかということではどうでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） それも申し上げられません。

○委員長（内海まさかず君） ほかにございますでしょうか。

小平委員。

○委員（小平啓佑君） ちょっと資料の確認をお願いいたします。青いほうの205です。令和7年7月18日、さっき渡した記録簿の一番最後に日誌があるところの日誌のお話になります。

○委員長（内海まさかず君） よろしいでしょうか。日誌の部分。

○委員（小平啓佑君） 日誌の部分です。大丈夫でしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 質問をお願いします。

○委員（小平啓佑君） これは、順番で行くと令和4年9月20日に記録された記録簿で、日誌の書き方や交付の算定方法について確認するというのが一番下の処理の部分に書いてあった後の日誌なの

で、お聞きするのですけれども、これはどこの日誌でしょうか。

○委員長（内海まさかず君） これというのは。

○委員（小平啓佑君） 令和4年4月1日金曜日の日誌と、その裏面が令和4年7月29日金曜日の日誌になります。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 今この資料で確認をしたところで、令和4年4月1日なので、藤岡校と思われます。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） そうしますと、令和4年4月1日から7月29日まで藤岡校で学童保育が開設されて、実際に運用された記録という理解でしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 通常だとそうだと思うのですけれども、学童が開設するに当たって、公営もそうなのですけれども、例えば公営で言うと夏休みとか通常の子供たちよりたくさんの子供たちの受入れをします。通常の福祉総務課のほうの届出をしているところがどここの場所です。住所とかも書くのですけれども、そこで必ずしも開設ができないときというのが当然あるのです。その場合の開設の要件というのが名簿に登録してある子供たちと、あと支援員、その方たちがそろることによって、その学童が開設しているというふうに見ることも可能なのです。なので、これで見ると藤岡校ということで登録されている方が場合によっては、ちょっと聞いたこともありますけれども、板倉校で習い事を当然そちらに行きやったりとかということも聞いていましたので、そちらで行っているという可能性もあったかとは思いますが、ちょっとそこは記憶に分かりませんけれども。

○委員長（内海まさかず君） この最後の日誌の部分、これは普通行政が見るものなのではないでしょうか。田沼証人。

○証人（田沼好美君） これは、午前中でもお話しさせていただいて、通常委託をするということになると、毎月月末で日誌を締めていただいて、翌月の10日までに出していただくという日誌がこれになります。なのですが、午前中説明した中でも、この様式を今見ると、これは栃木市の様式ではないのです。なので、多分この様式で報告をうちのほうに上げていただいていたのですけれども、多分担当と話し合いをする中で、栃木市は栃木市の様式で、もうちょっと内容が栃木市のものって細かくなってくるものなのですから、そちらに修正を書き直すといえますか、今後はこういうことで栃木市の様式に合わせますよというお話を担当のほうから聞いた記憶はございますので、これは多分群馬県のほうの出していただいていた様式で、うちのほうに提出していただいていたものと思われる。

○委員長（内海まさかず君） この資料は、各学童から日誌が30日分束になったのが支援課に上がっ

てくるという形でしょうか。

○証人（田沼好美君） おっしゃるとおりです。公営も民営も同じです。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 午前中の質問で、9月補正に実態把握が間に合わず、12月補正にも間に合わずという流れの中で資料徴求をしたと思うのですけれども、この資料はその実態把握、通常に開設されて運用されているという判断につながっていた書類でしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） これだけで判断ということではなくて、9月補正から、先ほど午前中もありましたけれども、12月補正になぜ上げなかったというお話が出たと思うのですけれども、積み上げが足りないというのは、こういうものが出てきていますけれども、これと本当に現場の確認であるとか、これだけでは判断はしてはいないです。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） そうしますと、4月1日以降実際に開設、運営がされていたのかどうか疑う考え方、もしくは部下等の報告というものはございましたか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） すみません、疑うというのは、これとおりにされていないのではないかと確認をしたかということですか。

○委員長（内海まさかず君） そうということかな。

○証人（田沼好美君） 陽光学園だけではなくて、先ほども、公営もそうですし、ほかの民間さんも同じように日誌は出していただいているけれども、福祉総務課のほうでも監査ということで、民間さんと3年に1回ぐらいのペースで回る監査は市のほうでは行っています。そのほかにやはり市のほうの担当のほうの様子を見に行ったりとか、このとおりに本当に行われているのか、支援員の人数であるとか、子供たちの人数によって交付金の委託料の金額とかということのも当然変わってくるのです。あと開設日もそうなのですから、なのでそういうものは現場に行って確認をしたりとかということはやっております。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） そうしますと、今の発言から推測しますと、この日誌に関しては正当性があり事実であると認めた、そしてその調査も行われたと思ってよろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 藤岡校に関しましては、委託を始めたのがたしか令和5年からだと思いますので、これは参考資料といいますか、そのように扱っていたと思います。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 分かりました。日誌の件はしようがないにしても、現場確認に行ったと

きに実態調査は何度行かれていたと記憶があるのか、また行った際、全てにおいて確認が取れたのかの確認をさせていただきます。

○委員長（内海まさかず君） それは、運営をしているかどうかの現場確認ですよ。補助金ではないですよ。

田沼証人。

○証人（田沼好美君） 回数は覚えていません。もちろん私が行ったときもございますし、担当が藤岡、公営の学童も抱えていますので、そういうものを見に行つたついでに見に行ったりとかということにはしていません。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人は何回ぐらい行かれた覚えがありますか。

○証人（田沼好美君） 回数は覚えてはいません。

○委員長（内海まさかず君） 年に一、二回とか、開設だから令和4年度になるのかな、それは覚えていらっしゃいませんか。いつ頃行ったとかというのは、夏頃とは言われましたけれども、1度はなかった。

○証人（田沼好美君） 1度ではないです。

○委員長（内海まさかず君） 複数回。

○証人（田沼好美君） はい。

○委員長（内海まさかず君） そこで開設を、令和4年度藤岡校に関して調査に行かれて、そこで学童が実際やられていたということでしたでしょうか。

○証人（田沼好美君） 藤岡校に関しては、この陽光学園は習い事を結構重視しているというのは、議員さんたちもご存じだと思うのですが、なのでその習い事を藤岡校でやるのではなくて、板倉校でやるという科目もあったというふうに聞いているのです。なので、藤岡校のほうに学校にお迎えに行ってそちらに寄って、そこから今度は習い事の時間になって板倉校に移動したりということもあったようなので、実際に現場に行ったときに実際にいなかったりとかということがあったときがあったのです。それで、何で今日は開設していなかったのですかというような話を聞いたときに、実は今日はこういう流れで皆さん習い事を板倉校のほうに行っていたのでとかということ言われたことは記憶にはあります。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 言われたことがあるとおっしゃいましたが、その事実確認はされたでしょうか。全て話を聞いたことがあると今おっしゃっていましたが、それが事実である確認は一度でもされましたか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） それを現場に見に行ったりとかというのはしてはいません。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 田沼係長以外でもいなかったと判断してよろしいのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） ほかの職員が確認に行ったことはあるという話でしたよね。

〔「板倉まで」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（大浦兼政君） もう一回いいですか。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） すみません。再度言います。結局その現場に行ったときには子供たちがいなかったと、そこで判断されたのが板倉校に行っているだろうという想像とともに、そういう報告を受けたと、そういうことが何日かあったらということでもよろしいわけですね。実際いなかったと言いましたよね。

○証人（田沼好美君） すみません。それが何日間かあったかどうかは記憶はないです。そういうことがあったことは1回は記憶はしています。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） それなので、ご自分だけではなく、担当課内でのそれは共通認識であったということで、まずよろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 割と職員は少なかったので、職員同士の情報共有はしておりましたので、例えば私がそういうことがあったことはもちろん部下のほうにも伝えてはいたと思います。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 分かりました。では、課内での情報共有はできていたという前提で、それが一応正しいのかどうかというものの確認は課でされた記憶はございますか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 私のほうは記憶はないです。もしかするとやっていたかもしれないですけども、私の記憶は欠乏しているのかどうか分からないですけども、私は記憶はございません。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 私が記憶がないというのは、それは私が行ったこととともに、報告も受けてはいないという記憶がないということでもよろしいですか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） おっしゃるとおりです。

○委員長（内海まさかず君） ほかにございますでしょうか。

小平委員。

○委員（小平啓佑君） 資料の確認をします。赤の4-5、令和5年度当初予算要求書の提出について、5枚目、令和5年補助金要求調書のところになります。午前中の交付要綱との関係の中での質問になるのですが、右上部分、新設または増額の理由のところ。令和5年度の補助金要

求ですので、これは岩舟校としての要求をしているわけですが、この新設または増額の理由のところは、令和6年度4月より岩舟地域に新規開設予定の施設と委託契約予定であるため、前年度に実施の改修を行う必要があるためと書いてありますが、これは田沼さんは理解はされている話でしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 当初予算の書類なので、当然理解はしております。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） そうしますと、実際は令和5年度に岩舟校の改修を行って、令和6年度4月より委託契約をすることがこのときに財政課との話の中で担当課が共有した理解だと思っておりますけれども、田沼証人のご理解は当時どうだったでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 当初予算を組み立てるというのが多分前の年の9月ぐらいから始まったことなので、そういう予算取りをしたいという希望はございましたので、当然私のほうはそこは理解はしております。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 交付要綱の理解になるのですけれども、1,200万円の補助金については、当該年度に実施した場合、その年度に開始もしくは翌年度4月1日に開始をしていることとなっております。つまり1,200万円の実施をしたときに岩舟校については、令和5年度に実施したわけですので、令和5年度の途中で委託を開始する、もしくは令和6年4月1日に遅くても委託を開始するという理解で、それが条件になっていると思うのですけれども、田沼証人はその理解でしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 予算については、取りあえず予定とか、そういうものもできるという見込みを立てて当然予算計上していますので、できるものとして準備は進めていて予算を計上させていただいたというふうに思っています。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） では、実際行った事務手続は、要綱に沿った形との認識でしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人。

○証人（田沼好美君） 特別に何かということではなくて、通常どおりの要綱に沿って予算の計上もさせていただいているために、このような資料を出させていただいています。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 質問は、実際要綱にのった事務手続を令和5年度、そして令和6年度に行えたかどうかについてはどうでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 行ったかどうかですね。

田沼証人。

○証人（田沼好美君） そのように行っていると理解しております。

○委員長（内海まさかず君） ほかにございますでしょうか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 田沼証人は、令和3年度から、先ほどお話ししました令和6年度まで携わっていたということで、その中で一連の流れはほとんど理解しているものというふうに感じております。そういった中で、今現在のお考えを聞いていいのかな、藤岡校が令和4年から3年間、岩舟校が令和6年から1年間開設しまして、廃業というのですか、されました。そういったことに関して、私はすごく、意見を言っはいけないのかもしれないですけども、それに対して、こういった短期間で事業を閉鎖するということに対して、原因はどのようなものがあったかというのをお聞き…

○委員長（内海まさかず君） それはちょっと直接関係ないことになります。

○委員（青木一男君） 分かりました。

それでは、このような状況になるということ想定はされていなかったかとは思いますが、そういったことに関して気づいた部分があれば、そういった認識があればちょっとお聞きしたいと思うのですが。

○委員長（内海まさかず君） 証言をこれはしなくてもよろしいことなのですけれども、最後にこのような結果になったこと、努力してやったのに結局閉鎖をしてしまったという結果について、証人がどのように思われるかということですよ。答える必要はないのですけれども、もしよろしかったら答えていただければと思うのですが。

○証人（田沼好美君） 答える必要がないのでしたら、お答えは控えさせていただきます。

○委員長（内海まさかず君） 分かりました。

では、皆さんよろしいですか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 細かいことですけども、1－2かな。

○委員長（内海まさかず君） 赤インデックスの1－2。

○委員（白石幹男君） これは請求書の写しです。その一番最後かな、最後でもないのか、赤坂解体工業の請求書があって、その次のページですけども、振込の証拠書類というか、それで……

○委員長（内海まさかず君） 通帳のコピーか。

○委員（白石幹男君） でも、この通帳がどこの通帳なのかというのが分からないのです。そういうことで確認取ること自体がいかがなののでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 田沼証人は、この通帳のコピーについて、金額はあるけれども、どこの通帳なのか、誰の通帳なのか分からない状況なのですけども、これについて確認をされたこ

とはありますでしょうか。

田沼証人。

○証人（田沼好美君） すみません、今ちょっとこれを見たのですけれども、確かにおっしゃるとおり、通常コピーを取るのであれば、通帳の表紙の部分と一面と、通常であればその流れまでつけるべきものだというふうに今見て、そこはおっしゃるとおりそう思います。ここの部分だけだと本当に分からないというふうに、今ちょっと資料を見たのですけれども、そのように思います。

○委員長（内海まさかず君） 以上で田沼好美さんに対する尋問は終了いたします。

田沼好美さんにおかれましては、長時間にわたり誠にありがとうございました。ここでご退席をお願いいたします。ご苦労さまでした。

〔田沼好美証人退室〕

○委員長（内海まさかず君） ここで暫時休憩いたします。

（午後 2時10分）

○委員長（内海まさかず君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時25分）

○委員長（内海まさかず君） 次に、松本佳久さんに入室していただきます。

〔松本佳久証人入室〕

○委員長（内海まさかず君） 松本佳久さんにおかれましては、本日お忙しいところご出頭くださりまして、誠にありがとうございます。本委員会の調査のためにご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問については、地方自治法第100条に規定があり、またこれに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これによって証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。すなわち証人が証人または証人の配偶者、4親等以内の血族、3親等以内の姻族、もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追、または処罰を招くおそれがある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨のお申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことができません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、

6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処せられることになっています。さらに、証人に証言を求める場合には宣誓をさせなければならないことになっています。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることになっています。すなわち証人または証人の配偶者、4親等以内の血族、3親等以内の姻族、もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外には宣誓を拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の拘禁刑に処せられることになっています。以上のことをご承知いただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによって証人に宣誓を求めます。

傍聴者、報道関係者を含め、全員ご起立お願いします。

〔全員起立〕

○委員長（内海まさかず君） 宣誓書の朗読をお願いいたします。

○証人（松本佳久君） 宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。令和7年10月30日、松本佳久。

○委員長（内海まさかず君） ご着席お願いします。

〔全員着席〕

○委員長（内海まさかず君） それでは、宣誓書に署名、押印をお願いいたします。

〔署名、押印〕

○委員長（内海まさかず君） これから証言を求めることとなりますが、証言の際にはその都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

また、委員及び証人におかれましては、発言の際は委員長の指名後、マイクのスイッチを入れて発言をお願いいたします。発言は着席のままお願いいたします。

委員の皆様申し上げます。本日は、事前に証人に通知した事項として、証人より証言を求めるものでございますので、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないようご協力お願いいたします。

また、委員の発言につきましては、証人の人権に留意されますようお願いいたします。

今回の百条委員会の目的は、行政の事務事業が適正に行われていたかの調査を行い、問題点を指摘、改善していくことを目的としております。百条委員会として職員個人の責任を追及することは考えておりませんので、当時の状況をそのまま証言していただけることが栃木市行政の改善につながります。そのことをご了解いただけたらと思っております。

我々の調査の中で、当時の学童保育事業を行政として運営していく環境は大変厳しいものがあつたことが判明しております。職員各位の尽力に感謝していることも述べさせていただいて尋問に入りたいと思います。

まず、委員長から所要の事項をお尋ねします。

それでは、お尋ねいたします。あなたは、松本佳久さんですか。

○証人（松本佳久君） はい、そうです。

○委員長（内海まさかず君） 現在の職業をお述べください。

○証人（松本佳久君） 地方公務員です。

○委員長（内海まさかず君） それでは、尋問に入りますが、私たち委員は真実を明らかにすることを念頭に尋問させていただきます。証人は、事実を述べていただくことになっておりますので、自らの意見を述べることや知らないことを証言する必要はありません。知らないことは知らないとお答えいただいて結構です。また、今回の証言を求められた事項の範囲で証言していただければ結構です。なお、証人は委員に質問や反論をすることはできませんが、尋問の内容が不明確であった場合、委員長の許可を得て確認することはできますので、その際にはお申し出ください。各委員から尋問させていただき、その後必要な場合には私から尋問をさせていただきます。

松本証人にあらかじめ通知した証言を求める事項は、学童保育事業の実態の確認に関する事項、補助金申請から支払いに至るまでの事務手続に関する事項となっております。

委員の皆様からお願いいたします。

青木委員。

○委員（青木一男君） 松本証人におかれましては、大変お疲れさまでございます。今回の百条委員会に提出されております学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会の調査期間は、令和3年度から令和6年度までとなっておりますが、その調査期間の中で松本証人の役職及び主な職務内容をお聞きしたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） 私は、令和3年と令和4年の2年間子育て支援課に在籍しておりまして、子育て支援課の主幹という立場で、当時課長から権限移譲という形でこの学童保育係ともう一係、子ども育成係の2係を私のほうで担当しておりました。

○委員長（内海まさかず君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 大変ご苦労さまです。この陽光学園ひまわり学童保育の関係の関わりを再度お聞きします。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） 私におきましては、学童保育係を所管する主幹としてこの陽光学園ですか、学童保育を実施するというので、その事務を所管していたという形になります。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 補助対象者であります陽光学園の代表者、佐山和章氏との関わりについてお伺いいたします。電話、メール、対面等全てを含めお会いしたこと、お話ししたこと、そうい

ったものはございますか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） 私は1度お会いをしております。ひまわり学童の藤岡校ですか、そこで学童保育を実施するというので、ちょっと時期は忘れてしまったのですが、夏頃でしたか、1度現地に行きまして、その代表の方とお会いをしております。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 松本さん以外のどの職員さんと一緒に行かれたか覚えていませんか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） たしか係長と、あと担当と3人で行ったかと思えます。

○委員長（内海まさかず君） 担当のお名前は覚えていらっしゃるのでしょうか。

○証人（松本佳久君） 田沼係長と坂田主任であったかと記憶しております。

○委員長（内海まさかず君） それは、令和4年の夏ぐらいということでしょうか。

○証人（松本佳久君） ちょっとそこがはっきりしないので、夏頃だったかと思えます。

○委員長（内海まさかず君） それで、佐山さんとお会いをしたと。

○証人（松本佳久君） はい、現地でお会いをいたしました。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 開設に向けてのお話だと思えますが、どのようなお話だったか覚えておりますか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） 現地で話をした内容につきましては、当時板倉で学童を実施しているという話と、あと場所的にちょっと学校から離れているものですから、どのように子供さんを送迎とかするのでかみみたいなことで、バスでするみたいな話をちょっとお伺いしたような覚えがあります。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） その当時の佐山氏の印象はどのように感じましたか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） 児童福祉の関係でほかでも学童をやっているということで、子供たちの習い事みたいなのもちょっとやりたいというようなことで、熱心に取り組んでいる方なのかなというふうに思いました。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 続きまして、この対象法人の役員、園長なども含めまして関係者、電話、メール、対面等での関わりはございますでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） 私につきましては、代表の方以外とちょっとお会いしたことはございません。

また話したこともございません。

〔「かしこまりました。以上です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 私からは、学校法人陽光学園が学校法人格として令和3年度には主たる幼稚園業務を閉園をした上で、学童保育事業をやられているということに対しての法人格としての適正について、当時どのように把握されていたのかお聞きいたします。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） 学童保育事業につきましては、届出で実施ができるということで、その届出があつて届出が受理されてというのですか、それで実施できるということで、特に何か問題があるのかなという認識は当時はございませんでした。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） その届出については、栃木市役所内ですと福祉総務課のほうで受付をするという手続になりますが、担当課として松本証人が主幹として何か部下からその状況、福祉総務課の届出の処理について部下経由で確認した、もしくは直接確認したということはございましたでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） ちょっと詳しくは覚えてはいないのですが、届出があつて、その年度の4月からですか、実施ができるといいますか、何かそういう認識ではおりました。ちょっと詳しく確認したかというのは覚えておりません。

○委員長（内海まさかず君） 福祉総務課とのやり取りというものは、そこではありましたでしょうか。

○証人（松本佳久君） 私が直接は話をしていないものですから、そこがすみません、ちょっと記憶にございません。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 部下からの相談とか、そういったものはございましたでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） 今思えば藤岡地区で学童保育を実施するというので、そういう法人があるということで、それはよかったといいますか、やはり待機児童の関係とかもございましたので、よかったというふうに当時思った覚えがございます。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） よろしくお願ひします。環境整備事業交付金を支出するようになったわけですが、その検討状況の経緯について、ちょうど松本さんは令和3年と令和4年度も子育て支援課の主幹として在籍というか、いましたので、ちょうどその時期に当たりますので、ちょっとお

聞きしたいのですけれども、ここに資料として提出されてきた打合せ記録を見ますと、令和3年9月27日と11月25日に佐山氏が来庁しております。そのときの要件というのは、学童保育事業を開設したいと、そして市からの委託は受けられないのかというような、そういった要望みたいなのが出されています、その記録によりますと。それは令和3年度の話なのですけれども、令和4年度になりますともう既に、補助金と言ってしまいますけれども、環境整備事業交付金という、これを出すことを前提に動いてきております。その検討状況がなぜ支出するようになったかという検討、その補助金の支出を検討した状況の記録というのは全くない、出されていないのです、ここには。ですから、どうしてそういう補助金を出すと、支援課内で出すようになったかという、その検討状況について、本来なら記録として残しておかなければいけないと思うのですけれども、残していないというのはなぜなのでしょう。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） ちょっと当時の記録の細かいというのが覚えていない部分もあるのですが、当時の話の中では学童保育を実施したいということと、ある程度希望ですか、当時20人ぐらい集まれば委託を検討していくというのがあったものですから、今もあるのかな、その中でそこその規模での実施ということで、やはりこれは当時の状況から考えると、いい話だなというところで話をしていた覚えがございます。委託もできれば、こちら委託ができて安定した学童が運営していたければありがたいことですし、それに向けての環境整備ですか、お支払いというか、整備のためのそれがお支払いできれば、やはり学童保育事業にとってもよりよいものになるのかなということでは何か話していたような覚えがあります。

○委員長（内海まさかず君） 記録が残っていない理由ということだったのですけれども、何か考えられることはありますでしょうか。

○証人（松本佳久君） 今となってはもっと残しておけばよかったのかなという形にはなってしまうのですけれども、ちょっとそこが何か故意に残していなかったとか、そういうのではなくて、足りなかったのかなというふうに思います。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 検討状況で、補助金を、要請があったというのは、改修補助金を出してくれという、それは陽光学園側から要求があったのですか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） そこが私もちょっと記憶が曖昧なところがあるのですが、そういう補助のメニューがあるというところで、どちらから出たというのは記憶にはちょっとはっきり残っておりません。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） ちょっと資料を見ていただきたいのですけれども、4-1と5-1かな。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員、どのような資料になりますでしょうか。

○委員（白石幹男君） 4-1というのは、9月補正予算要求書の提出についてということです。これは予算概要説明書と予算要求書というのが添付されていますけれども、予算要求書を見ますと7月14日にはどういう補正予算を要求しているかという、ひまわり学童クラブの運営の委託料、これが半年分です。あと環境整備事業、これ1,300万円ってなっております。これを補正予算に要求しています。

5-1を見ますと、今度は取り下げるといふか、5-1の一番下の欄ですと運営状況の確認もできていなかったため、子育て支援課での精査後に環境整備事業と合わせて、9月補正はちょっとできないので、12月補正をしたいというような状況なのですけれども、7月の時点で交付要件を満たしているというふうに支援課としては考えて予算要求したと思うのですけれども、そこら辺の事実の運営状況の確認とか、そういうものをきっちりやって補正を出したのかということはどうなのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） 最初は9月補正で委託と環境整備ですか、これを出したわけなのですが、これは財政課の査定等もございまして、やはり運営の確認ですか、現況確認がまだ不十分ではないかというようなたしか話になりまして、それで取下げといいますか、査定がゼロとなったというふうに記憶しております。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それで、最終的には3月補正になったわけですね。ここの5-1では、12月補正でというようなことを言っているのですけれども、12月補正でも条件が確認できなかったといふか、だと思ふのです。最終的に3月補正というふうになったと思ふのですけれども、その9月補正を要求する以降の陽光学園、藤岡校ですか、その運営状況を確認するに当たっては、確認ができていないから補正予算を計上できなかったということだと思ふのですけれども、この確認といふのはいつ頃、3月補正では確認できたということで補正を上げているわけですから、それはいつ頃確認できたのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 臆測で言っていかれると誘導になってしまうので、端的に今回の場合は12月議会はなぜ上げなかったのかというふうに聞いていただいて、3月はなぜ上がったのかというふうな聞き方をしていただければと思います。

○委員（白石幹男君） 12月補正で上げられなかった理由、また3月では補正を計上できた理由、そこら辺を伺いたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） 当時の状況ですと12月に出すには運営状況が確認できていなかった、9月補正と12月ですとあまり期間がないものですから、3月の出すタイミングになりまして、運営が確認

できたということで、たしか3月補正の提出ということに至ったのかなというふうに思います。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 補助金を出すに当たっての条件として、市が委託をするということが条件になっていたと思うのですけれども、それは藤岡校については令和5年4月1日から委託をしています、それはそういう事実がありますと。委託するに当たっては、半年間の様子を見て決定するというような内規があるみたいなのですけれども、そこで半年間の委託の状況、委託というか運営の状況をきっちり確認した上で委託を決定したということなののでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） やはり運営が確認できたということで担当のほうからは聞きまして、それで委託という形に至ったかと思えます。

○委員長（内海まさかず君） どのような、運営が確認ができたという報告は受けていらっしゃいますでしょうか。

○証人（松本佳久君） 担当のほうでたしか現地を見に行ったりとか、何かそういうのをやっていたような覚えはあります。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そういった担当の方が現地見に行って、実際に学童保育をやっているというのが、これは半年間といいますと10月から3月まできっちりやっていたということを確認できたということなののでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） 私はそのように考えております。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 現場確認についてお聞きいたします。藤岡校のほうです。先ほどの9月、12月補正が間に合わなかった、3月補正には間に合ったということになるのですけれども、当時主幹として具体的にいつ頃、部下からの最終的な現場確認がやっとできたという状況があったと思うのですが、報告を受けたのでしょうか、いつ頃だったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） 3月補正の提出がお正月明けぐらいですので、これもちょっと記憶が定かではないのですが、12月ぐらいであったかなというふうに思います。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 12月ぐらいということで、その前には部下のほうで何度か現場に行かれていると思うのですけれども、最終的な確認に至らない状況も恐らく報告があったかとは思いますが、そのときの状況を覚えていたら教えてください。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） たしか係のほうで何度か行ってはいたかと思います。現地でお会いできないとかというのもあったのかな。なので、実際本当に子供の受入れをしているのかとか、そういう部分が確認が取れなかったというような状況の中で、12月ぐらいに至ったのかなというふうに思っております。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） では、そのときの主幹として、確認状況に時間を費やしていたこと自体どのように評価されたでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） 当時の状況としては、学童保育を拡張していきたいというのが思いとしてはありましたので、整備が順調に進みまして、受入れ体制が整って、うちとしても学童保育の委託ができれば、早く委託をしたいということですか、そういうふうには思っておりました。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 当時の思いと今の思いと違いがございますでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） 今というのは、令和3年、令和4年の状況ということでよろしいですか。

○委員長（内海まさかず君） それが当時になりますよね。今職場離れていらっしゃるけれども、そのことについてお聞きしたい。

松本証人。

○証人（松本佳久君） 当時としましては、ちょっと繰り返しになるのですが、学童保育を充実させていきたいという思いがあったものですから、当時の判断としては何とか進めたいというふうに思っているのは、今思ってもそのような思いでございます。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） では、当時の思いとしてはそうだったという表現があったのですが、今としてもそのように思っているとおっしゃっていただいたので、回答をいただいたと思っております。

○委員長（内海まさかず君） だから、今の思いを聞かれるということですよ。

○委員（小平啓佑君） はい。いいのですか。当時ではなくて今の思い。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） 今思っても、当時の判断としてはそれであったというふうに思っております。学童保育を充実させていきたいと。

○委員長（内海まさかず君） そういことですね。分かりました。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 補正予算を上げようとしていろんな課から、財政課とかから言われたり、

積み上げが足らなくて実態の確認が弱かったという状況は、このように当時は充実させたいし、進めたかったという思いからすると、なかなか悔しいといえますか、期待をする中で進みが悪いという不安もあったと思います。その頃のお気持ちは、何でこのように遅れていったのか、当初の予定だともっと早くできそうであったと感じていたと思うのですが、そこら辺のときの考えとかはどのようなものが巡らされていたか覚えていますか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） 当時の思いとしましては、早く学童をスタートしていただければというのがあったものですから、何と答えたらいいのでしょうか、早く整備とか進めていただきたいというふうに思っていました。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 当時の部下、係とか担当者の方とは、そういった何で進みが遅いのどのような話はされたことありますか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） 具体的なあれというのは、今となってはちょっと覚えておりません。

○委員長（内海まさかず君） そのような会話はありましたでしょうか。遅くなった、9月に上げようと思っていたのに結局3月になってしまったのですけれども、そのような会話というものは課内でされたのでしょうか。

○証人（松本佳久君） それは、先ほどちょっと申し上げた中で、担当が現地を確認に行ったりして係長からそういう報告があったりした中で、原因というよりは早く進めていただきたいという思いのほうが強かったかなと思います。そういう話をしたような気がします。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） では、部下の報告の中で開設がされていないのではないか、もしくは開設はしてあるけれども、実態が十分ないのではないかというような相談はありましたでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） それが先ほどちょっとお話しした現地の確認とかの中で、現地で行き会っていないとかという中で、ただ開設していないという話よりは、早く進めてもらいたいという話のほうがちょっと印象に残っております。まだ運営がちゃんと確認できていないというイメージが強かったですかね、当時は。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） それに関しては、当然担当課としてもそういう願いとともに、補正予算も上げようとしていた、また12月にも準備を進めようとしていた、そういった中で実質遅れていくということは不安があったと思います。それに対してご自分で何か指導、指示したこと、もしくはあなたより上の立場の方から何か言われた記憶はございますか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） 当時はなるべく早く委託をしたいというのがございましたので、その現況を確認してスムーズに運営をしていただきたいといえますか、そういうので法人のほうにですか、確認をしてくれというのはしていたかなというふうには感じます。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 立場上、どの方にそれはお伝えしていたのか、記憶がなくても通常の常識的にはこの係の人には言っていたらろうということをやっと思い出しながら答えていただきたいと思います。どの方にそのお願いはされたと思いますか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） 基本的には係長の田沼に話をしまして、報告等についても田沼から上がってくるというような状況であったかと思えます。

○委員長（内海まさかず君） 実際田沼係長に指示はされましたでしょうか。

○証人（松本佳久君） いつ指示をしたとかというのはちょっと覚えがあれなのですけれども、やはりこの件について田沼係長とは話をしていましたので、なるべく早い段階での委託ということで話をしていたというのは覚えております。

○委員長（内海まさかず君） 現地を確認して運営をしているか確認しろという指示はされた覚えはありますか。

○証人（松本佳久君） それは何回か話の中でしていたかなという覚えがあります。

○委員長（内海まさかず君） それに対する報告というものもありましたでしょうか。

○証人（松本佳久君） 当然あったかと思えます。

○委員長（内海まさかず君） それは、今は覚えていらっしゃるのですか。

○証人（松本佳久君） 具体的にはこの日こういう報告があったというのはちょっと覚えてはいないのですけれども。

○委員長（内海まさかず君） 分かりました。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 先ほどちょっと聞くのを忘れましたが、資料の4-3、これは3月補正の予算要求の資料です。それで、これは令和4年度3月補正予算要求書の提出についてという、その添付の書類の中に補修というか、ちゃんとリフォームしたよというような事実を確認するための請求書が添付されているのですけれども、陽光学園宛ての請求書ではなくて、例えばタヌマ内装についてはチャンプオートに請求しています。赤坂解体工業はフジオカクリーンワークスに請求書が出されております。あとほかにもみんな陽光学園への請求書ではなくて、これで本当に改修の費用としてこれが本来かかったものなのかという確認ができないと思いますけれども、こちら辺でこの予算要求の添付資料として出しているのはどういう理由なのでしょう。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） こちらにつきましては、ちょっと私も宛名が違うのではないかという話を当時した覚えがあります。代表者の方が同じ方なのですかね、というところでの請求書、見積書なりは、宛名をちゃんとしなくてはいけないのではないかというふうに話したような覚えはあります。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） その宛名を書き換えればいいのかということですが、これが実際改修の費用として行われたのかどうかという事実の確認はなされたのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） この確認については、係のほうで確認したということで報告を受けたと思います。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） その確認の仕方ですが、例えば改修前はこういう状況でした、改修後はこうなっていましたというような、そういった事実でもって確認を取るのだと思いますけれども、この資料には写真的にはそういった比較はなくて、本当にこれがやられたのかどうかというのを確認できないのですけれども、そういった確認というのはどういうふうな形で実際やったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） 前年度から係のほうで事業者との打合せといいますか、相談といいますか、そういうを行っている中でそういう確認はしていたのかなというふうには思います。ただ、おっしゃるとおりこの書類だけですと、今思えばちょっと不足をしているかなという思いはあります。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） こういう資料の下によく補正が承認されたなど、要求して。その点はどういうふうに思っているのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） これで財政課のほうに出しまして、当時宛名の部分の記憶があるのですが、この書類だけでは不足という認識が私にはちょっとなかったかなと思ひまして、結果的に認めていただいたというような状況であったかなと思います。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） こちらの例以外にもそのような前例的なもの、また自分が経験した補助事業で、こういった宛先が違うものを許可してきたという事実は記憶にございますか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） 今思う中ではちょっとないのかなと思います。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 皆さんが多分今思えばという話が出てくる可能性が高い中で、先ほどもそういうのもあったのですが、事実誰かが指摘してくれる状況ではなかったのでしょうか。どうしてこのようなものが通ってしまったのか、決して難しいものではなく、先方に統一してくれと言えば済む話であったと思いますが、そこが抜けてしまった一番の理由は何だとお考えでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） 当時、先ほどお話ししましたとおり、私も名前が違うのではないかというのを感じたといえますか、そういうのはありますので、そのときにやはり私のほうでもっと指導して差し替えといえますか、そういうのを強く指示すべきだったのかなというふうに考えております。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 上の役職であります部長のほうにはその話は報告されておりますか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） 部長に報告したという覚えが今はございません。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 一番の、状況ですと松本さんが主幹ということで、その当時その決定をした状況では一番上の役職であったとお考えでよろしいですか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） それは、この補正の提出に当たってということによろしい……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○証人（松本佳久君） 実務的には私がおその担当の一番上であったというふうに認識しております。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 国の補助金の交付要綱についての質問になります。令和4年度の補正、1,200万円の施設整備をして、これは令和4年度に施設整備をして、委託については令和4年度内に委託を開始するか、もしくは遅くても翌年度、令和5年度4月1日に委託を開始するということが行われたわけですが、これは国の要綱にのっとった手続だったという理解は、当時の主幹の中ではございましたでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） そこは当時話をした覚えがありまして、たしか翌年度の4月から委託がスタートできれば、その前段階の改修ですか、そういうのにつきましても交付金が出るというようなことで、県とかに確認した中でのことだったかというふうに思っております。

○委員長（内海まさかず君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） それでは、資料のほうをお願いしたいのですが、1-1と1-2になります。こちらが栃木市民間学童保育事業補助金の補助金額についてという回議用紙で、予算額1,200万円のやつなのですが、こちらのほうが起案されたのが令和5年3月27日、決裁が下りたの

が同じ日、令和5年3月27日ということなのですが、起案と決裁が同日に行われるということはまああることなのでしょう。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） 決裁の中では、同日で決裁というのもございます。私の経験でもあります。

○委員長（内海まさかず君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 経験の中であるということなのですが、実際頻繁にあるとか極めてまれとか、いろいろニュアンスがあるかと思うのですが、同日に決裁が下りるとするのは結構異例なことなのでしょう。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） その内容にもよるかと思うのですが、支出の決裁とかはその係といいますか、課長とか部長が在籍していれば、その日のうちの決裁というのものもあるかと思えます。やはりケース・バイ・ケースかなというふうに考えております。

○委員長（内海まさかず君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） それでは、その下なのですけれども、また決裁の上は、当該補助金として別紙案のとおり民間学童保育事業者宛て通知してよろしいか併せて伺うというところで、民間事業者宛ての補助金の周知ですよね。1-1の一番最後のところになるのですけれども、栃市子第584号で民間学童保育事業者各位ということで、栃木市長大川秀子でこの補助金の交付申請についてというのが出されているわけなのですが、出されているというか、別紙案のとおり、実際民間学童保育事業者宛て通知してありますでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） こちらにつきましては、ちょっと今見させていただいているのですが、これはあくまでも当該学童保育が3月補正で認められて、その1,200万円についての通知かなというふうに思います。なので民間学童保育事業者というのは、ほかからはそういう相談とかも全然なかったものですから、ほかのところには通知を多分出していないのかな、金額的にも1事業者宛てに出したものだというふうに思います。

○委員長（内海まさかず君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） それでしたら、なぜこの宛先が民間学童保育事業者各位で、この回議用紙のほうも決裁の上は民間学童保育事業者宛て通知してよろしいか併せて伺いますというふうになっておりますが、この点は矛盾するとはお考えになりませんかでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） この補助金の要綱が民間学童保育事業補助金交付要綱というのがありまして、そのタイトルにつきましては、あくまでもこれは、あまり臆測とかはいけないのか、そのままタイトルを使ってしまっているのかなというところで、やはり通知につきましては1事業者しかなかった

たものですから、具体的な名前を入れるべきであったのかなというふうに思います。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人は、この回議用紙に判こが押されているのですけれども、実際この宛名の文章はごらんになった覚えはございますでしょうか。

○証人（松本佳久君） ちょっと今となっては確かなことは言えないのですが、判こ、決裁も押していますので、当時は見ているかと思います。

○委員長（内海まさかず君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 実際これを各民営学童保育事業者に通知をしようと思っても、締切りが3月31日ですので、郵送していたら届くのが締切りの前日ぐらいになってしまうので、極めて非現実的かと思います。

1-2のほうなのですが、この決裁決定を受けて、同日令和5年3月27日付けで補助金等交付金申請書ということで陽光学園理事長佐山和章様のほうから1,200万円の補助金の申請が上がっております。まず、この添付書類で事業計画書とあるのですが、事業計画書と収支予算書、事業計画書のほうがどう見てもただの図面しかないのですけれども、これで事業計画書というふうに判断をどうか、認められたということによろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） 当時の思いとしては、この補助金が運営補助金というよりは施設の改修といえますか、そういう補助金であったものですから、この図面と後ろの何を直しましたとか、これをもって事業計画というふうに捉えていたのかなというふうにちょっと感じております。

○委員長（内海まさかず君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） この後岩舟のほうで1-4のところ出てくるのですけれども、同じように補助金等交付申請書で、その添付書類として今度はしっかり事業計画書、かなりの文字数、かなりのグラフ、全部で10ページ以上あるのがついてきているのですが、藤岡さんの場合何か……いや、これは駄目だ、主観になってしまう。27日に決裁が下りて、27日に交付申請も出てきたというところで、しかもその日にまたこれも決裁の支出負担行為の決議書のほうで起票が3月27日、決裁がまた同じ日3月27日。

○委員長（内海まさかず君） それは1-2ですね。

○委員（氏家 晃君） 1-2のところに戻ってなのですけれども。

○委員長（内海まさかず君） 藤岡の支出負担行為。

○委員（氏家 晃君） 先ほどの補助金交付申請書の藤岡の前のところ、全てが3月27日に行われているので、本当に急いでいらっしゃるのかなという、そういった理由でこの事業計画書がなかったということではないのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） 確かに令和5年の岩舟のほうの計画書を見させていただきますと、今思えば

本来このぐらいの計画書をつけるべきであったのかなというふうに思います。

○委員長（内海まさかず君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） そうしますと、3月27日に補助金のほうの決裁と陽光学園さんからの補助金の申請とそれの決裁まで全て行われたわけなのですが、こういったこともあり得るといいますか、あり得ると言ったらあり得るのでしょうかけれども、レアなことではないのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） どちらかと言えばレアな対応であったのかなというふうに思います。

○委員長（内海まさかず君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） レアな対応を行った理由というものは何かあるのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） 先ほど来同じ話の繰り返しで申し訳ないのですが、やはり当時の状況としては学童保育を充実させていきたいというのがありました。ちょっと今の現状は分からないのですが、なかなか公営の学童も教室を増やしていけないとか、あと支援員の人が集まらないというのもございましたので、何とか進めていきたいというのが当時の状況であったかというふうに思います。

○委員長（内海まさかず君） それと直接改修の補助金を出すというものはつながるというふうに考えていらっしゃったのでしょうか。

○証人（松本佳久君） 委託も当然前提なのですけれども、委託も含めて改修もしていただいて、早く実施をしていただければというふうには考えていたと思います。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 関連で聞きます。これだけ有利な補助金1,200万円が丸々、どんな施設整備にも出てしまった現状を見ますと、ほかの民間学童さんに対する通知はどのように行われていたのか、今年度に関してはひまわり学童しかなかったと言っておりますが、何にでも使えるのであれば考える方もいたのではないかと思います、その通知方法というか、周知は徹底されていたのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） これも私の記憶にはなってしまうのですが、当時学童をやりたいですと相談があったのがたしか令和3年、令和4年でもこの学童保育だけであったのかなというふうに記憶しております。ということで、ほかの新規でやりたいというようなところに対する通知というのはなかったかなというふうに思います。

○委員長（内海まさかず君） ほかにございますでしょうか。

小平委員。

○委員（小平啓佑君） 岩舟校のお話に移ります。岩舟校の補助金を出すに至った経緯を覚えている

ところで教えてください。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） それは、令和5年度の環境整備補助金。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

○証人（松本佳久君） そちらにつきましては、同じ法人の方から藤岡校に続いて岩舟でも実施をしたいというような話があったということで、令和4年度については補正予算でちょっと急いでいた部分もあるのですが、令和5年度についてはたしか当初予算で取りあえず計上いたしまして、それでその状況が整った段階で補助金を交付できればということで考えていたかと思えます。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 1,200万円の補助金を民間学童に出すということ自体がこれまでになかった取組だったと聞いてはいるのですが、藤岡校と岩舟校の補助金に対する事務手続が重なっていくことに対しては、どのようなお考えを当時思いましたでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） 同じ法人で2年続けてというお話かと思うのですが、学童保育に取り組んでいただけるといって話であったものですから、当時としてはやはりありがたい話だということでは進めていたというふうに思っております。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） それでは、部下のほうからは何か続いていくことに対して不安だとか、不満とか、そういったことは当時は上司のほうには報告はあったでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） そういう不安という話はなかったのかなというふうに記憶しております。逆に岩舟地域でも学童保育、やはりなかなか教室も足りないような状況であったかと思えますので、逆にこれを進めていただければというふうに思っておりました。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） それでは、岩舟校に対する現地確認についてお聞きします。当時の主幹として現地に行ったことはございましたか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） たしか1度ここが岩舟校で実施したいという場所だよというところで、これは特に担当といいますか、うちの課だけで、何かのついでだったかな、何かの形で私1度現地を外からですが、見た覚えがあります。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） そうしますと、部下からの報告で藤岡校のように現地確認、実態把握ができなかった大変さとかというようなことは岩舟校ではあったのでしょうか。順調に把握できていたの

でしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） 私につきましては、予算要求でここで来年やればというところでの話だったものですから、藤岡校云々よりは今度新しい場所がどこなのかなとか、学校の近くなのかなとかも含めて現地を何か確認したという覚えがあります。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 部下からの報告では、順調に現地確認、実際把握というのはできていたのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） その当時はまだ建物が、学童がスタートしていない住居だったものですから、前の空き家といいますか、そんな状況を見に行った覚えが、空き家といいますか、使っていない施設を見に行った覚えがあります。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） お疲れさまです。今までずっと松本証人のお話を伺っていますと、その当時藤岡でも岩舟でも学童保育自体が少なくて逼迫をしていたという状況と重なったにしても、随分担当課にしてはリスクを考えていなかったのではないか、危機感が少し欠けていたのではないかという気がしないでもないのですが、当時そういったリスク管理等について課内でお話しされたことはなかったのですか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） そのリスク管理というのは、その後の運営とかについてでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 説明が不足しておりました。栃木市側でも民間の学童保育等については扱いが少ない、しかもそれだけ大規模におやりになられるということは、今まで事例として少なかったわけでございます。特に補助金が1校当たり1,200万円投入されるものについて、もしこれが成功裏に終わらなかった場合はどうしようといった話は一回も出ていなかったのですか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） 当時は、板倉町での運営実績もあるというような話も聞いていたものですから、特にその後何かどうなるというような話はなくて、何とか進めたいというような気持ちでおりました。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 先ほどの国の補助金交付要綱のお話になるのですが、今回は岩舟校です。岩舟校は令和5年度の当初予算で補助金の1,200万円を要求したわけですが、それが通ったわけです。先ほどの藤岡校に倣った考え方でいきますと、令和5年度の本予算を実行したとき

に施設整備は令和5年度中に行う、そして委託については当該年度、つまり令和5年度中に行うか、遅くても翌年度、令和6年4月1日に委託を開始するという考え方になるわけですが、この岩舟校についてはどのような理解をしていらっしゃいましたか。

○委員長（内海まさかず君） 当時はもう係を離れていらっしゃると思いますけれども、予算をつける段階での認識というものを教えていただければと思います。

○証人（松本佳久君） やはり令和4年度の藤岡校で正直ばたばたしてしまったというのがございますので、それを踏まえて令和5年度につきましては、やはり当初予算できっちり要求をして、当然運営状況の確認とかというのは令和5年度にしないかと思うのですけれども、それを含めてきっちりやっていこうということで当初予算に要求したかというふうに考えております。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 施設整備の1,200万円を令和5年度に実施をして、委託については要綱に載っている表記でいきますと当該年度、つまり令和5年度中もしくは翌年度4月1日に実施をしなければいけないということが要綱に載っておりまして、その要綱に沿って藤岡校については令和4年度中に施設整備をして、遅くとも令和5年4月1日に委託をしたという事務手続をされたのだと思っております。ただし、岩舟校については、その事務手続をしていないと私は思っているのですけれども、その予算の組み方について当時主幹としてどのように考えていたかです。

○委員長（内海まさかず君） 重複すると思うのですけれども、証人は令和5年度にはもう課を離れていらっしゃいますよね。なので、前提として令和5年度に予算を使って令和5年度中に委託をするという前提で令和4年度のときに予算は組まれましたでしょうか。

松本証人。

○証人（松本佳久君） 当初予算では、たしか環境整備の補助金だけであったかなというふうに思います。

○委員長（内海まさかず君） 環境整備の補助金をつけるとき、条件として県が国に確認をしたところ、当該年度中に委託を開始しなければならないという条件がついていたのですけれども、そのことはご存じでしょうか。

○証人（松本佳久君） 環境整備補助金ですよね。だから、当該年度か翌年の4月1日というふうには理解しておりました。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 時系列が難しく、いらっしゃった間に、先ほど佐山氏以外の関係者とは会った、お話しした記憶はないとおっしゃっていただいたのですが、実は内部通報的なもの、情報提供的なものがあったというふうに報告を受けておりまして、在籍中に何か情報提供に近いものを自分は聞いたことがあるか、部下から報告はあったのか、上から報告はあったのか、ご記憶はございますか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） それは法人の学童の運営とかについて何かそういう情報があったかということとよろしいですか。私の記憶では、そのような話は聞いていなかったというふうに思います。

○委員長（内海まさかず君） ほかにございますでしょうか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 前の方にも聞いたのですけれども、改修工事の現場確認の有無ということで、現場確認をしているかと思えますけれども、問題なのは改修前をどのように調査して、改修後というものがどのように変わったか、写真を見ると改修後が多いのです。改修前が一番重要な証拠書類になるかと思うのです。それらについて私たちちょっと目にするものがないものですから、その辺の状況について証言をお願いしたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 1,200万円の補助金についての改修前は確認されましたでしょうか、改修後は確認されましたでしょうか。松本証人、お願いします。

○証人（松本佳久君） 改修後の確認というのは、担当のほうから報告は受けております。改修前につきましても、やはり確認のほうで現地等は見ているかと思うのですが、その資料がちょっとないと言われれば、そこはちゃんと残しておくべきだったのかなというふうに思います。

○委員長（内海まさかず君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） それと、先ほども出ましたけれども、見積書の精査というものは、事務屋さんでは難しいところもあるだろうし、例えば一つの表現にすると、一式というような表現で見積書等も出ていますし、もちろん領収書なんかもそういう処理をしていますけれども、これについてはどのようなお考えを持っておりますか。

○委員長（内海まさかず君） 支出負担行為、あと支出命令等に添付をされますけれども、その表示が一式という文言が出てくるのですけれども、それは担当としてどのようなお考えをお持ちになりますでしょうか。

○証人（松本佳久君） おっしゃるとおり、やはりもっと細かい資料を提出していただくべきであったのかなというふうに考えております。

○委員長（内海まさかず君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 気持ちはよく分かりますけれども、こういう一式というような曖昧なもので公金が出ていくわけですね、補助金という形で。そうなったときに一式でもいいやというふうに本人が、担当が思ったのか、それとも状況から考えれば学童保育をやらなくてはならない、だからこの際はというようなことなのか、その辺のお考えがあったらお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 当時は一式でもよろしい、これで通していきたいと思ったことはありますでしょうか。

松本証人。

○証人（松本佳久君） 一式で出てきたのですけれども、これで通しましょうとか、そういう考えではなく、やはり当時もっと確認すべきであったのかなというふうに考えております。

○委員長（内海まさかず君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 一式では今となってはまずいということによろしいですね。

○委員長（内海まさかず君） 現在のお考えは証言しなくていいです。

○委員（針谷育造君） それで、となると事務屋さんとなれば正確な事務というのは当然やらなければならないことですよ、それは技術者であれ、一般事務職員であれ。そういう発想なり考え方というのは環境がそうもなってきた、ぜひとも学童保育つくりたいというような、これはちょっと誘導になりそうですけれども、そういう状況の中ではこれでも認めざるを得ないというふうに思ったのかどうか聞かせてください。

○委員長（内海まさかず君） 針谷委員、重複になります。もうお答えをいただいている内容ですので、今となっては問題であるというふうに言われています。

ほかにございますでしょうか。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 再度同じになってしまうかな、やっぱり宛名が違うということには注意をすべきであったと言っていたことは当然だとは思っていますが、確認作業って、それであるならこそ、それを分かっていたからこそ、詐欺という言葉は間違っているかもしれませんが、ミスも含めて、一般的な話になりますが、違う宛名が来たら違う場所の工事と取るのが一般的であります。そうであるならば、やっぱり現場確認は強めるべきであったのかなと思いますが、そこが通ってしまったということは、取りあえず当時早くつくりたかったという気持ちがあったからという話だとは思いますが、その部分とは別に一般的に現場確認の重要性というのは、多分下手すると岩舟より藤岡のほうが初めてだったので、重要であるのではないかなと思いますが、特に藤岡は関係しているという部分の立場で、何もなく進めたことに対しては、今までも何も言われたことはなかったということによろしいのです。現地確認の重要性とともに、後から反省事項のように上からも言われたことも今現在もなかったということによろしいですか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） このまま書類が違う名前が残されているということについては、当時は名前がちょっと違うのではないかという認識はあったものですから、その時点で修正とか訂正をすべきであったというふうに考えております。現地確認については、当時担当に、係のほうに任せてしまっていたというのがありますので、そこはやはり反省すべき点だなというふうに考えております。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 当初の佐山氏へのイメージと、またこの頃のイメージというものは何か変化は感じていましたか。

○委員長（内海まさかず君） 松本証人。

○証人（松本佳久君） この頃というのは年度末ということでよろしいですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○証人（松本佳久君） 私個人としては、特に何で違うのだらうとかという、そういうイメージはなくて、早く進めていただければというふうに当時は考えておりました。

○副委員長（大浦兼政君） 分かりました。焦っていたという気持ちのほうが強いのかなと感じますので、了解いたしました。

○委員長（内海まさかず君） 何かご発言ありますか、今のことで。

○証人（松本佳久君） ありません。

○委員長（内海まさかず君） では、最後に現場確認に部下が行かれたということなのですから、その報告というものは受けたのでしょうか。

○証人（松本佳久君） たしか係長からは受けたかと思えます。それで補正の要求に至ったのかなというふうに思います。ただ、実際どういうメンバーで行ったかというところまではちょっと私記憶にはございません。

○委員長（内海まさかず君） 大概現場確認とかとなれば報告書もつくものだと思いますけれども、当時はついていたのでしょうか、口頭だけだったのでしょうか。

○証人（松本佳久君） たしか口頭だけだったのかなというふうに思います。

○委員長（内海まさかず君） それと、重要な決裁の部分ですよね、支出負担行為だとか交付決定の部分でここも記録がないということで、誰が決めたのかというものは、支出負担行為だと誰が決めたということに、実際は決めたのでしょうか。

○証人（松本佳久君） それは、支出負担行為の決裁という部分ではなく。

○委員長（内海まさかず君） 起案を命じた人。

○証人（松本佳久君） そのときの状況としては、補正に要求をするというのを決めたのは、やはり最終的には私だと思います。

○委員長（内海まさかず君） その際に何らかの圧力というものはなかったでしょうか。

○証人（松本佳久君） 圧力というのは上司からの圧力とかという。

○委員長（内海まさかず君） そう、外部からの圧力とか上司からの圧力だとか。

○証人（松本佳久君） いや、特にございませんでした。

○委員長（内海まさかず君） では、皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 以上で松本佳久さんに対する尋問を終了いたします。

松本佳久さんにおかれましては、長時間にわたり誠にありがとうございました。ここでご退席をお願いいたします。ご苦労さまでした。ありがとうございました。

〔松本佳久証人退室〕

○委員長（内海まさかず君） ここで暫時休憩いたします。

（午後 3時53分）

○委員長（内海まさかず君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

（午後 4時10分）

○委員長（内海まさかず君） 次に、石川いづみさんに入室していただきます。

〔石川いづみ証人入室〕

○委員長（内海まさかず君） 石川いづみさんにおかれましては、本日はお忙しいところご出頭くださいまして、誠にありがとうございます。本委員会の調査のためにご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問については、地方自治法第100条に規定があり、またこれに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになってになっています。これによって証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。すなわち証人が証人または証人の配偶者、4親等以内の血族、3親等以内の姻族、もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これに該当するときは、その旨のお申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処せられることになっております。さらに、証人に証言を求める場合には宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。すなわち証人または証人の配偶者、4親等以内の血族、3親等以内の姻族、もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外には宣誓を拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の拘禁刑に処せられることになっております。以上のことをご承知いただきたいと思っております。

それでは、法律の定めるところによって証人に宣誓を求めます。

傍聴者、報道関係者を含め、全員ご起立お願いします。

〔全員起立〕

○委員長（内海まさかず君） 宣誓の朗読をお願いいたします。

○証人（石川いづみ君） 宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。令和7年10月30日、石川いづみ。

○委員長（内海まさかず君） ご着席願います。

〔全員着席〕

○委員長（内海まさかず君） それでは、宣誓書に署名、押印をお願いいたします。

〔署名、押印〕

○委員長（内海まさかず君） これから証言を求めることとなりますが、証言の際にはその都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

また、委員及び証人におかれましては、発言の際は委員長の指名後、マイクのスイッチを入れて発言をお願いいたします。その際は着席で構いません。

委員の皆様申し上げます。本日は、事前に証人に通知した事項について証人より証言を求めるものでございますので、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないようご協力をお願いいたします。

また、委員の発言につきましては、証人の人権に留意されますようお願いいたします。

まず、委員長から所要の事項をお尋ねします。

それでは、お尋ねいたします。あなたは、石川いづみさんですか。

○証人（石川いづみ君） はい、さようでございます。

○委員長（内海まさかず君） 着席のままで構いません。

現在の職業をお述べください。

○証人（石川いづみ君） 地方公務員でございます。

○委員長（内海まさかず君） それでは、尋問に入りますが、私たち委員は真実を明らかにすることを念頭に尋問させていただきます。証人は、事実を述べていただくことになっておりますので、自らの意見を述べることや知らないことを証言する必要はありません。知らないことは知らないとお答えいただいても結構です。また、今回証言を求められた事項の範囲で証言していただければ結構です。なお、証人は委員に質問や反論をすることはできませんが、尋問の内容が不明確であった場合、委員長の許可を得て確認することはできますので、その際にはお申し出ください。各委員から尋問させていただきます、その後必要があれば私のほうからも質問をさせていただきます。

石川証人にあらかじめ通知した証言を求める事項は、学童保育事業の実態の確認に関する事項、補助金申請から支払いに至るまでの事務手続に関する事項となっております。

委員の皆様からの発言をお願いいたします。

青木委員。

○委員（青木一男君） 石川証人におかれましては、大変お疲れさまでございます。今回の百条委員会に提起されております学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会の調査期間は、令和3年度から令和6年度となっておりますが、調査期間内での役職及び主な職務内容をお聞きしたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 石川証人。

○証人（石川いづみ君） お答え申し上げます。

令和3年、令和4年が私がこども未来部の部長として職に就いておりました。

○委員長（内海まさかず君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 大変ご苦労さまです。陽光学園ひまわり学童クラブの関わりについてを伺います。それと、担当というか部長だったのであれなんですけれども、そこら辺をちょっと確認させてください。

○委員長（内海まさかず君） 石川証人。

○証人（石川いづみ君） 関わりと申しますか、陽光学園の方とお会いしたこととか面識はございません。民間学童保育ということで学童保育をやりたいと、栃木市内で、今までは板倉でやっていたものをという経過があるけれども、栃木市内の藤岡地域、岩舟地域とかでやりたいというお話があったというものを係員というか、係から承ったというところまででございます。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） ごめんなさい、確認させていただきます。補助対象者である陽光学園の代表者、佐山和章氏と電話、メール、対面でもお話などもされたことはないということで、すみません、確認させてください。質問が事業の関わりの部分で今先ほどおっしゃっていたのですが。

○委員長（内海まさかず君） 石川証人。

○証人（石川いづみ君） 代表者の佐山さんという方にはお会いしたこともお話ししたこともございません。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） それでは、もう一つですが、対象法人の役員さん、園長などを含め、関係者とは電話、メール、対面でのお話など一度もございませんか。

○委員長（内海まさかず君） 石川証人。

○証人（石川いづみ君） その当時というか、令和3年、令和4年のときは、佐山さんからお話があったというものを、学童保育係の中で話があったものが私のほうに上がってきただけで、それ以外の法人の方というか、役職なのか、職員なのかという大浦委員がおっしゃっている方たちには誰もお会いしたことはございません。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 佐山氏などの関係者も来庁はされたことはあるはずなのですが、その際にも来ていることも知らない、それとも知っていたけれども、会う必要がないので会わなかった、それはどちらになるでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 石川証人。

○証人（石川いづみ君） 佐山さんがおいでになったという事実は後から聞きましたが、ご本人様がいらしたということだけしか私は存じ上げません。お会いしてもいないし、見かけたというか、そういう場所だったり、窓口に見えたとか、そういうところで見かけたということは全然ありません。

〔「かしこまりました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 学校法人陽光学園の法人格としての適正についてお聞きいたします。令和3年には主たる業務である幼稚園業務を休園をしている学校法人格を持つ陽光学園が学童保育事業を行うことに対しての適正については、当時どのように感じていらっしゃいましたか。

○委員長（内海まさかず君） 石川証人。

○証人（石川いづみ君） どのように当時感じていたかというお話ですけれども、当時はその事実を私は知り得ません。幼稚園をやっていたかやっていないかということも私は存じ上げておりません。なので、どう感じたかというか、その辺は知らないものなので、申し訳ないですが、それに対してのお答えはできかねるかと思います。

○委員長（内海まさかず君） 知らないで結構です。

○証人（石川いづみ君） 知らないです。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） そうしますと、令和3年度の終わりに陽光学園のほうから藤岡校の開設届、開始届を福祉総務課のほうに提出をしているわけです。その後、受理の作業がされているわけですが、福祉総務課から実態の把握、法人格の確認とか、そういった作業を福祉総務課のほうから聞いたりとか、そういったこともなかったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 石川証人。

○証人（石川いづみ君） 私の、部長としてということによろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） はい。

○証人（石川いづみ君） 私はないです。ございません。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） そうすると、係からも聞かなかつたし、ほかの部、福祉総務課からも聞いていないという状況だったということですね。

○委員長（内海まさかず君） 全くそのことは知らなかったということによろしいでしょうか。

○証人（石川いづみ君） 先ほどのお話で令和3年度末のお話ということですよ。令和3年度末に

開始届を出されたときに学校法人の内容を知っているか知らないかということでよろしいですね。

○委員長（内海まさかず君） まずはそこをお願いいたします。

○証人（石川いづみ君） だから、それについては、開始届が出された、私が存じ上げているのは、令和3年度の夏頃ですか、学童保育をやりたいという方が見えましてということで、そういう事実を知っているだけです。そこまでしか。開始届を出されたか出されていないかというところまで、私は存じ上げてはおりません。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 開設届を出したとか、開始届を出したことを知ったのはいつになってくるのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） それは、福祉総務課に対してということですか。担当部として、部長として知ったのはいつかということですかね。

石川証人。

○証人（石川いづみ君） 福祉担当に出した時期を知ったのか。

○委員長（内海まさかず君） いや、それはもう関係ありません。

○証人（石川いづみ君） 要するに基本学童保育事業をやりたいということに関しては、開始届を出さないとできないということは存じ上げております。それについては存じ上げていますけれども、それをいつ知ったのかというお話になると、令和3年度の夏にやりたいのだというお話があった、そのときは令和4年度からやりたいのだというお話があったとすれば、その令和3年度の末に開始届が出されたということでは、その事実はあると思いますが、そこを私が知り得た時期というのがはっきり……

○委員長（内海まさかず君） 大丈夫です。福祉総務課が受けたとか、そういうことではなくて、部長がやるのだなというふうに認識したのはいつ頃でしょうか。

○証人（石川いづみ君） やりたいというお話を受けたという……

○委員長（内海まさかず君） それは令和3年の夏頃なのですけれども。

○証人（石川いづみ君） 令和3年度の9月頃にやりたいのだからあって、令和4年度にもまた夏頃にお見えになって委託を受けたいとか、そういった始まりたいというところがあって、令和4年度もやっていただいていたわけです。すみません、記憶をちょっとひも解きますと、藤岡校でやっていただけではなくて、藤岡の子供たちが板倉に何人か行かれていたというのは聞き及んでいましたけれども、令和4年度になってから基本的には施設を改修したり、要するに委託をさせていただきたいというのは、我々としても子供たちをお預けするというか、保育していただくということに関しては、委託までがないとやはり安心できないものがあるというか、お願いするということに関してはというので、その時期に知った。

○委員長（内海まさかず君） 大丈夫です。

では、大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 午前中から係長、主幹にもいろいろお話を聞く中で、岩舟、藤岡に学童ができる可能性というものは喜ばしいものであるというふうに報告を受けました。その認識はあったということによろしいのですか。

○委員長（内海まさかず君） 石川証人。

○証人（石川いづみ君） はい。令和3年、令和4年というか、その頃というのはコロナ禍もひどかったり、待機児童も発生していたり、藤岡、岩舟につきましては支援員も不足している、藤岡で今まで公立でやっていたところというのが学校の体育館の2階であったり公民館であったり、あまりほかの要するに適切なのというか、健全な保育ができるようなというか、安心安全な本当の最適なところでやっていなかったという部分もあり、支援員も不足している、募集しても来ない、旧栃木地域だったりしますとシルバーさんをお願いしたりというふうに手だてがあったのですけれども、藤岡地域、岩舟地域については、それもシルバーさんも行けないというか、やっていただけないというのがあって、そうすると支援員がどうしても不足しているというのもあり、コロナ禍で結局3密、密を避けるという意味合いで民間活力を導入したいということでお声がけをいただいて、そこが健全にというか、ちゃんとしたというのですか、適正な保育をしていただけるようにやっていただければ、我々からすれば子供たちの命を守るためにもやっていただくということは本当に喜ばしいとして我々は受け止めて、その話が板倉でやっていたこととか、実績があるとか、こういうことをやりたいのだというお話を聞いてきた中で、そういうのを私は伝えられたわけですが、そういったときに藤岡というのは保育園のときからドア・ツー・ドアのバスを使って送迎をしていたわけです。それもやっていただける、大平地域でも待機児童が出ていたのですけれども、大平地域についてもバスで送迎もついてやっていただけるというところもあったりということもあつたので、我々とすれば本当にやっていただければありがたい。ただ、別に丸投げをしているわけではなくて、きちんと整備というか、ちゃんと環境を整えて、子供たちにちゃんと保育ができるのかどうか確認をしつつ進めてきたということではあります。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） ありがとうございます。それだけご記憶が鮮明であれば、それを初めて知ったのは、その地域で学童ができるのだよというふうに報告を受けたり、どんな場面でも構いません。部長の耳に入ったのはいつ頃が最初だったのかなということが先ほど小平委員の質問であったのかなと思っているのですが、それによろしいですか。初めてお耳にしたのはいつ頃であったのかというのは記憶にありますか。

○委員長（内海まさかず君） 石川証人。

○証人（石川いづみ君） 令和4年度の夏。

○副委員長（大浦兼政君） が初めてだったのですか。

○証人（石川いづみ君） はい。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 福祉総務のほうに開設届が出た時点で、連携の部分では当然耳に入るべきだとは考えますが、その時点、開設届が福祉総務に届いたときには報告は一切なかったということでもよろしいのですか。庁議にもかかっていない、そういうことでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 石川証人。

○証人（石川いづみ君） 開始届が出たものについて運営を委託するという時点になれば書類上であったり、法人であったりというのは調べたりはするとは思いますが、それについて検査担当に出た開始届についての内容について認識を私がいつしたか。

〔「いつ頃でも構いません」と呼ぶ者あり〕

○証人（石川いづみ君） だから令和3年の夏にお話が1回会って、令和4年になってもう一度あったという記憶しかございません。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） では今整理しますと、令和3年の夏に最初に初めて聞いたのはその時期だったろうということでもよろしいということですか。

○委員長（内海まさかず君） 石川証人。

○証人（石川いづみ君） はい。パンフレットをお持ちになったのが令和3年度のとかなのか令和4年度なのかちょっと分からないのですけれども、こういう事業をやりたいのだということをお示しいただいたやつは目にした記憶はあります。こういうふうにやっていただけるのであればありがたいというものはあってという認識でいました。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） その報告はどなたからお聞きになりましたか。

○委員長（内海まさかず君） 石川証人。

○証人（石川いづみ君） 令和3年の夏のときは係長かと思います。

〔「田沼係長」と呼ぶ者あり〕

○証人（石川いづみ君） 多分係長が佐山さんとお話、お会いしたのかなとは思いますが、そこで確かかと言われると。

○委員長（内海まさかず君） 記憶の範囲で大丈夫ですので。

○証人（石川いづみ君） 基本的には係員が私のところに報告にあまり来ないと思います。係長、もしくは主幹だと思いますので、そのときは係長ですか。

○委員長（内海まさかず君） そのときがどうであったかではなくて、石川証人の記憶で事業をやるのだなと思ったときがいつなのかということなのですから。

○証人（石川いづみ君） 事業をやるのだからお声をかけられたのは、だから令和3年の夏と令和4年の夏頃という記憶しかございません。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 私のほうからは環境整備事業交付金、補助金ですけども、改修の補助金の支出をすることになった検討状況の経緯について記憶の中で言ってもらいたいのですけども、先ほどの記憶は大体正しいかなと、打合せ記録というのが我々のところに資料として上がっています。打合せ記録だと佐山氏が令和3年の9月27日と11月25日に来庁して、そのときの話は開設をしたいと、学童保育事業を。それと、市からの委託を受けさせてほしいというようなお話があったと、それは令和3年です。その後、環境整備事業交付金については何もなくて、令和4年の夏、それは何か県のほうに要件とか検討状況、交付要件なんかを確認をしているというのが記録が残っているのです。そこで、それは証人からの証言からも大体記憶どおりだと思うのですけれども、それで令和4年度には9月議会の補正に委託料、半期分の藤岡校の委託料と環境整備交付金の1,300万円というふうに額がなっていますけれども、それが要求書がもう7月の、言ったほうがいいのか、資料、請求書、見せたほうがいいのか、4-1です。4-1と5-1か。

○委員長（内海まさかず君） 何になるかをちょっとご説明お願いします。

○委員（白石幹男君） 4-1は令和4年度9月補正予算要求書の提出についてということです。これ石川証人が部長として判こ押してありますから、見ていると思うのですけれども、5-1というのは予算要求について9月補正で取り下げているという書類です。そういうふうな状況になっていて、この補助金を出そうというふうになった検討状況が全く記録に残っていないのです。我々が求めた資料の中にはないです。そういう検討をしたということは事実だと思うのですけれども、検討した記録がないというのは通常あり得ないのではないかなと思いますけれども、いかがなのでしょう。検討したのでしょうか、やっぱりそれは。

○委員長（内海まさかず君） 石川証人。

○証人（石川いづみ君） 検討した事実のそういう会議録がないというか、検討した資料がないということかと思いますが、基本的に先ほど来のお話に戻ってしまいますけれども、コロナ禍であたり待機児童が多かったりといったときに学童保育係については、毎日のように打合せテーブルで係全員で打合せをしておりました。そういった中で決め事とかというのが本当に毎日のように、繰り返しこれはどうしよう、こうしよう、支援員が足りない、ここは修正しなくてはいけない、そういったものを毎日のようにあの係については本当にやっておりました。それについてその日々の会議録がちょっと追いつかなかったというのは事実かと思います。ただ、検討したというのは、事実主幹を交えたり係長を入れたりということで話を係の中で持ち上げて、それで係の中で持ち上がったものについてこうしたいのだというのを私のほうに話があって、ではそういうふうに補正予算は要求するというで話を進めていくという、推し進めたということは事実であります。ただ、

確かに書いたものがないとか、記録がないということにつきましては、日々の本当に雑務ではないですけども、そのときの状況というか、職員の人数もほどほどというか、いろいろありまして、職員状況がちょっと厳しい状態ではあったのです。あまりこういうことを言うてはいけないかもしれないですけども、要するに4人しかいないうちの1人が育休に入っていたりとか、男性1人であったりとか、令和4年度になってきて今度主査級が入ってきたけれども、すぐ休職に入ってしまうとか、1人男性がけがをしてしまうとか、あとはやっぱり心身ともに疲れてしまうといったものがあったり、月100時間の時間外をやっているのがざらだったのです。うち、本当につらい思いをしながら駆けてきた学童保育、あの時代は本当にそれをやっていました。私も夜中でもそれを受けて、どうしたらいいかという、10時、11時でも電話がかかってきて、あしたからどうしたらいいだろうと、こういうふうにしたほうがいいのかという話をして指示を出す、そういう時代でした。そういう時代があった中で、毎日それでいて一番若いというか、一番下の職員が主事が1人で、主事と係長とかがみんな時間外で100時間超えるぐらいの事務量を抱えてやってきたので、それを全部打ち込んで、結果論としてなかったと言われるのは、確かに申し訳ないですけども、実際にただ単に言われたとおりに上げたということではありません。ちゃんと検討をして、検討材料をして、自分たちの学童保育事業の中でどうしたほうがいいのかというのをちゃんと検討して、内規もあったり、補助要件に合うかどうかということも確認しながらやってきているわけなので、それでうのみにしながら、これで出しましょうということではなく、実績を見ながらということで、この9月は1回下げて、もう少し半年様子を見ましょう、実績を見ましょうということで延ばして、12月ではなく3月になってしまいましたけれども、半年もうちょっと実績を見させていただくということで予算を3月に上げたということです。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 本来なら記録に残さなくてはならないと、それは当たり前のことということで、人員がかなり不足していたということですね。それで、この交付金については陽光学園から要求があって、それを検討したということなのですか。こちらからこういう交付金もあるよとではなくて、向こうから言ってきたのか、その点はどうなのですか。

○委員長（内海まさかず君） 石川証人。

○証人（石川いづみ君） 私は、そういうところは存じ上げません。記憶にございません。そういったどちらからとか、こういうのがあるからというふうにあえてわざわざこれを使ってやってくださいという話は職員からはしないと思いますし……

○委員長（内海まさかず君） 大丈夫ですよ、記憶の範囲で。

○証人（石川いづみ君） 板倉でもやっていたわけですよ。だから、そうすると交付要綱とか、そういうものというのは国の補助金だなというのは皆同じようにやっているわけですから、そういうものを知り得たかどうか分かりませんが、臆測は言うてはいけないのです。だから、

うちのほうから言ったのではないかという認識はございません。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） ただ、交付金を出す、そういう補正予算を出したわけですから、いつの時点で交付金を使おうと、それは9月補正に出すには7月の半ばぐらいにはそういう決定をしなくてはならないと思います。そうすると、その間にそういった交付金を出そうという検討がなされたと思うのです。それはやっているわけですね。

○委員長（内海まさかず君） 石川証人。

○証人（石川いづみ君） それについては、補正予算に上げるにはそういったいろんな要件を調べて、交付要綱に合うのか対象になるのか、そういったものを調べ上げて補正に計上するというのは当たり前のことだと思います。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） ただ、7月に出して、それが経緯を見ると9月補正には駄目だと、12月も状況確認ができないと、3月にやっと補正として上げられたということで、そうしますと9月以降に藤岡校の運営状況が適正であるかどうかというのが確認をされたのだと思いますけれども、それはどういった、係員が行くのだろうけれども、そういう報告、やっていますよという報告はいつ上がってきたのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 石川証人。

○証人（石川いづみ君） いつ。

○委員長（内海まさかず君） ぐらいでも、頃でも構いませんけれども。

○証人（石川いづみ君） 基本この9月補正に出すとすると、要求が7月、意外と早い時期に要求をしなくてはならないので、そのときにはある程度の現場を見るなり、あと現場というよりも、要するにどういう事業をやっているか、どういう保育をやっているかというのを確認するというのは、ほかの学童保育と同じですけれども、月報なりというものがあって、何人、何日、何人の支援員がいたといったものを確認させていただいて、その状況を見てきたということだと思います。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） すみません、記憶を呼び覚ますいい質問になると思いますが、職責が下の方と違い部長級になると、庁議も含めていろいろな情報がまた入ってきているはずとまずお見受けした上での質問になりますが、一般質問でもこの前出たとおり、こちらの会社の関係者、この代表の佐山さん、関連する企業において2億7,000万円を超える委託等の補助金が導入されている、ある意味栃木市の職員としては、長い、この数年の間でもいいですけども、有名人であったと我々は、特に私は判断しています。全く知らない、聞いたこともないというのは、いろいろな委託を受けていた数の多さからないとは思っていますが、全く佐山和章という人間を知らなかったのでしょうか。一般的なお話をされているようですが、部長級になってくれば名前ぐらいは聞いたことあ

るとか、こういう委託事業をほかにもやっているよねという情報は当然入ってしかるべきだと思っております、我々ですら知っているわけですから。そこについてのまず確認をさせていただきます。

一般論の前に部長として、ほかの部長もそうですが、まずご自分、石川部長であった頃にその会社名でいうと例えばチャンプオート、そういったもの、クリーンワークス、補助委託をいっぱい受けていたわけですから、ふれあいバスもそうです。ごみ収集もそうです。そちらのほうは全く聞いたことなかったということで認識されているのでしょうか、それとも当然存在は知っていたのかの確認をさせてください。そこから始めます。

○委員長（内海まさかず君） 石川証人。

○証人（石川いづみ君） 今の補助事業ですけれども、令和3年度のお話ということですか、令和4年度のお話。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） そういった令和3年度、令和4年度ではなくて、職員として栃木市に在籍をしている間に一度も聞いたことがなかったのか、それとも存在は会社や個人名を含めて聞いたことあるのかをまず確認します。

○委員長（内海まさかず君） 石川証人。

○証人（石川いづみ君） あの頃、ちょうど国体を藤岡でやっていたかと思います。そのときにチャンプオートということでのぼり旗を作っていたかとか、何か名札を作っていたかとか、そういったことでチャンプオートと企業名は聞いた記憶はございますけれども、その代表者が佐山さんかということをおっしゃるのであれば、私は知りません。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） ふれあいバスをやっている会社の代表であるということも、そういったものも含めて一切知り得なかったということでもよろしいですね。

○委員長（内海まさかず君） 石川証人。

○証人（石川いづみ君） ふれあいバスをやっていた会社は何社かあると思います。そういった会社は、その頃であれば記憶はしていると思いますけれども、今その中一つで佐山さんが代表者だったということは存じ上げません。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 我々からすると、当然ある程度のビックネームの一人だと思っておりまして、何かしらの名前は出てきてもしかるべきのかなとはイメージをしておりました。そういった意味なので、補助事業、学童をやるよという、こちらもやってくれるのかといういい意味でも記憶はあるのではないのかなと思い確認をさせていただいております。本当に初めて栃木市で出てくる名前や企業名と違ひまして、いろいろなものを委託を受けている観点から、当然何かしらの関わりはなくても部長としては聞いたことあったのではないかな、それをなぜ聞いたかといいますと、

やっぱりインパクトがあることと、ありがたいと思ってくださることが重なれば、やはりあの会社が学童も始めるのだなというものは印象にあって当然かなとは思っておりますが、それはなかったということでもよろしいですね。

○委員長（内海まさかず君） 石川証人。

○証人（石川いづみ君） はい、ございません。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 藤岡校の3月補正なのですけれども、4-3の資料、これは3月の補正予算の要求書です。それで、まず添付書類として見積書とか出ているのですけれども、その請求書の請求先が有限会社チャンプオートとか、これはタヌマ内装です。赤坂解体工業からはフジオカクリーンワークス御中というふうに請求書になっていて、陽光学園への請求書ではないのですけれども、これでもって補正を、これを要求書として添付して要求書が通ったのですけれども、何に使われているか分からないような、本当に改修に使われたのかどうかも分からない請求書でもって補正を、要求書を出したことについてはどう感じますか。おかしいのではないかなと感じますけれども。

○委員長（内海まさかず君） 石川証人。

○証人（石川いづみ君） 確かに宛名が違っていたということについては、私どもの不注意というか、見落としではあったかと思えますけれども、中にひまわり学童の看板、いろいろとそういう項目が入っておりますので、担当者となればそこを拾ってきたのだと思います。

○委員長（内海まさかず君） すみません。部長としてその当時この宛先が違うというものは認識されていましたか。

○証人（石川いづみ君） 宛先が違うというのは見落としとしておりました。

○委員長（内海まさかず君） 部下からの報告とかというものはなかったでしょうか。

○証人（石川いづみ君） 宛先が違うという報告。

○委員長（内海まさかず君） 言ってしまうと、これは普通なら通らないものなのですから、こういうミスがありましたという報告はなかったでしょうか。

○証人（石川いづみ君） そういうミスがありましたという報告はございません。ただ、補正予算で上げるときの見積りでしたので、その業種ごとのというか、そこが難しいとは、確かに私どもが見落とししたというのは申し訳ないと思っておりますけれども、見積りについては見積りと思って……

○委員長（内海まさかず君） 請求書もあるのですけれども。

○証人（石川いづみ君） 基本的に栃木市長宛ての請求書ということではなかったもので、市民の間で例えば先ほど大浦副委員長がおっしゃっていたように、佐山さんという名前がいろんな事業をやっていて、例えば塗装を頼んだときには、その業者が佐山さん宛てにその名前で使って書いたのではないかということではありますけれども、確かに我々が見落とししたというのは大変申し訳ないと思っております。

○委員長（内海まさかず君） すみません。本日の会議時間は、証人尋問が長引いておりますので、あらかじめこれを延長いたします。

質問を続けてください。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 石川証人におかれましては、本日誠にご苦労さまでございます。今御覧になっていただいている4-3補正予算の要求書に添付されております今話題になっておりました、ばらばらではございますが、請求書と見積書がございます。このうち数点の請求書のほうから、現在不正が発覚をしております。ただ、そのときに部署内でそこまで内容を精査するというようなことがなされていた風潮だったのかお聞きしたいのですけれども。

〔「風潮というのは」と呼ぶ者あり〕

○委員（広瀬義明君） すみません。分かりやすく言います。この見積書、請求書の内容が適正かどうかの判断をどうされていたのかということで。

○委員長（内海まさかず君） 石川証人。

○証人（石川いづみ君） 基本的に組織的に、要するに係員、係長、主幹ということで、組織的に上がってきたものです。そういったことについて進められてきたものですので、私がこれが間違っているのではない、本当はいけないのかもしれないのですけれども、それについて不正があるとかないとかという話は存じ上げません。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） その当時に発覚したものではないので、それについては控えますが、言い方を変えます。係長、そして主幹、そういった方々からは精査は行っていないと、出てきたものを信用しているというようなお話を頂戴しております。特に多忙を極めていた担当部署ということで、月に100時間の残業をしているということを考えますと非常に肉体的、精神的にも疲労されていたのでしょうから、致し方ないことなのかなと思っていたのですが、当時全ての上がってくる請求書、見積書についてチェックを何かしらの形ですということにはなかったという認識でよろしいですか。

○委員長（内海まさかず君） 石川証人。

○証人（石川いづみ君） いえ、それはないです。しっかりチェックはしているはずですよ。ないとは言えないです。チェックしているはずですよ。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） では、言い方を変えさせていただきます。上がった請求書の品目等について多少なり値段が高くて、それは致し方がない、そういったものを使うのだろうなということを通すということもあったと認識されていますか。

○委員長（内海まさかず君） 石川証人。

○証人（石川いづみ君） 私は認識しておりません。ただ、その時期ですけれども、令和3年、令和4年の頃というのは、しろのうち学童保育とか大平西学童保育とかの公立のほうでやっておりました。そのときにどうしても物価がというか、資材が高いということで、設計を見直した経緯はあります。なので、我々また事業課でもないし、技師でもないの、単価がどうというところまでのチェックは厳しいところでは確かにあると思います。ただ、それをおかしいのではないかと思えば、そこはチェックを入れていると思います。だから、不正があったとかチェックを漏らしたとかということではないと思います。あえて通したということではないと思います。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 誤解のないように申し上げておきますが、職員側に不正があったということではございません。部長の在籍期間中のものもあれば違うものもあったので、何かしらそういったものが防げるような手段を講じていたのかの確認でございます。

○委員長（内海まさかず君） これは質問ですか。

○委員（広瀬義明君） 先ほどの答弁で分かりました。

○委員長（内海まさかず君） ほかにございますでしょうか。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 部長という職責についての質問をさせていただきます。名前が違う、金額については技師でもないの分からないとおっしゃっておりますが、判こを押して1,200万円という公金を扱う以上、いろいろな注意は必要であると思っております。当然この名前が違うということで、違う場所の工事をされたものが間違っ入ってきているという可能性も否めないと思っております。やはり名前は統一すべき、そういったものの指導をするのは上の職責の方であると思っておりますが、部長としては今回の件について全て判こを押したのみで意見等は何もお伝えしていませんか。指導、指示もなかったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 部長として指示をしたかということですね。

○副委員長（大浦兼政君） そうです。

○委員長（内海まさかず君） 石川証人。

○証人（石川いづみ君） この見積りを出すというか、補正予算を出すに当たって、まずは9月、7月の時点で出したであったり、それが3月に補正予算は実際のところってなるとは思いますけれども、そういったもので令和4年5月の見積りだったりということになってきて、基本的に公立であれば建築課の技師なりに内容を聞いて、これで単価はどうだろうかという確認はします。私個人としても、それはやってきました。これについては、そういったものをちゃんと説明を受けてというか、現場を見ながら担当なり担当係なりでたたいてきていると私は認識をしていました。先ほど来お話ししましたが、宛名が違ったについては、我々の不注意で大変申し訳ない、見落としてしまったというところは申し訳ないと思罪を申し上げたいと思はいますけれども、それがほかのものに使われた

かどうかについては、先ほどもお話ししましたけれども、ひまわり学童保育の事業として入っていて、それがほかに使われたのではないかというふうに考える余地はなかったと私は考えます。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 性善説的な考えを基に進めていただいても、それは全然構いません。ただし、やはり公金を扱う以上、ミスが起きてはいけないという考えは当然あると思います。今回やっぱり名前が違うということ、金額確かに云々というのは仕方ないと思います。ただし、今回1,200万円を満額要求してくる状態での見積りであるということは、やはり誰でも気をつけなければなどは感じるのではないかなと思っておりますが、そこら辺の注意というものは個人的には考えておりましたか、それとも一切なく、出されてきたもの、部下を信じ進めてきたということで判こを押したということによろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 石川証人。

○証人（石川いづみ君） 1点は最後の後者である部下を信頼した、積み上げたものについて検討してきたものの結果、補正を上げてきたについては、私はそれは1点あると思います。それでいて、すみません、もう一度大浦さん、何でしたっけ。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） もう一度言います。基本的に金額云々はなかなか技師ではない以上チェックは難しかった、性善説を基に取りあえず上げられた資料を信じて、そして部下がそれをチェックしたのだろうということで部長は判こを押したということでよろしいですね。

○委員長（内海まさかず君） 石川証人。

○証人（石川いづみ君） はい。先ほど、もう一度申し上げますけれども、9月の補正のときにも上げました。そのときに上がってきた資料でもありますので、それでいて、その後事業を見させていただいて実績を見ますという話もあって、現場も行っているというものがあって、あくまでも補正予算、補助金ですけれども、基本補助金を出して、何の補助事業もそうですけれども、要求額を出しました。実績、それで使えなかった分、これは対象外だという話になれば、それは補助金を差し引いて出します。もしくは返還ということは必ず補助事業にはありますので、実績報告に基づいて、それでそこを精査して正確な補助金を出すというのが補助金の交付の流れだと思っています。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 部長としては、ではその際には何か指導や指示は部下にせず、そのままであったということでよろしいのですね、判こを押すに当たり。

○委員長（内海まさかず君） 石川証人。指示をされましたか、何か。

○証人（石川いづみ君） 繰り返し補正を上げたものというものがあってということがあるので、7月計上の9月補正後の額と3月の補正の額が、それが異なってしまっただけでは逆におかしいのではないかと思います、私としては。要するに年度内に、先ほど白石委員がおっしゃったように、県に確認

したというお話がありましたけれども、年度内に行ったものについては補助金対象になるよという話があったかと思うのですけれども、そのことについてこれはやったことであるかないかというものを後でまた確認するわけです。補助金は、あくまでも計上はしました。補助金をこういうふうに交付決定はします。だけれども、実績報告は必ず受けるわけです。実績報告を受けたときに、それが違うということであれば返還をしていただく、それが補助金の交付の流れだと思っています。それでやっているのであれば、これをあえて9月のときと3月のときと何が違うのという話になってくるし、そこを説明を受けなければ私も分からないとは思いますが。

○委員長（内海まさかず君） これを上がってきたときに部下に対して何か指示とかはされていないのですよね。そのまま判こを押して次のステップに入っていったということによろしいのですよね。これは9月の補正だけ。

○証人（石川いづみ君） 3月の補正なので、それは……

○委員長（内海まさかず君） 特別な何か指示はされましたでしょうか。

○証人（石川いづみ君） 3月の補正のときというのは、実績を全部見て計上してきたもので、私があえてここで何かをこれは違うのではないかという指示をする必要はないと思います。

○委員長（内海まさかず君） 分かりました。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 3月補正の添付資料は、請求の名前が違ったりしていて不備があったのですが、実績報告書というのが出ていて、それと3月補正に提出された請求書とか、そういう書類と違う状況になっています。

○委員長（内海まさかず君） どの部分が違うのですか。9月は出していないから実績報告は上がってきませんよね。

○委員（白石幹男君） 1－3かな。

○委員長（内海まさかず君） 実績報告書ですね。

○委員（白石幹男君） 実績報告書で、それに添付されている請求書はちゃんと陽光学園になっているのですけれども、陽光学園に訂正されていますよ、同じ請求書でも。でも、4のどこだけ。

○委員長（内海まさかず君） 4－3。

○委員（白石幹男君） 4－3で上がった請求書とは全く違う部分があって、その点は例えば内装はいい、あれは全然抜けてしまっているのかな、補正予算にはエムツークリエイトとかT e c h D e s i g n株という請求書が載せられていて、実績にはそれは全くないのです。実績にはその請求書というのはいなくなっているのですけれども、その点についてどう考えたらいいのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 石川証人。

○証人（石川いづみ君） 請求書が違うのですか、見積りが違うのですか。

○委員長（内海まさかず君） 請求書です。

○委員（白石幹男君） 4－3で出てきたのは、フジオカクリーンワークスに対してTech Design株でいろいろなテーブルとか、そういうのが請求書として資料として載っています。エムツアークリエイト、これは看板を作ったときのあれだと思いますけれども、これは補正のときはそういう資料として載せられてきたのだけれども、実際実績報告書にはそれは全く抜けていますよね。

○委員長（内海まさかず君） 部長に言っても分からない。そういう相違があることはご存じでしょうかぐらいにしておいて。

石川証人。

○証人（石川いづみ君） これは令和4年度ですけれども、令和5年度になってからですよ、実績報告しているのは。すみません、私の関知するところではないのですが、要するに1,200万円以上のものについてが……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○証人（石川いづみ君） 令和4年度の事業なのですけれども、令和5年度に入ってからの実績報告になっているので、すみません、私が関知するところではないというか、言える部分ではないのですが。

○委員長（内海まさかず君） そうですね。証人の在籍していない決裁となりますので、質問を続けていただければと思います。

○委員（白石幹男君） 令和5年のときはもう在籍していないということで、分からないということ。

○証人（石川いづみ君） はい、退職しました。

○委員長（内海まさかず君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） それでは、資料の1－1と1－2のところを見ていただきたいのですけれども。

○委員長（内海まさかず君） 取りあえず資料名をお教えてください。

○委員（氏家 晃君） 栃木市民間学童保育事業補助金の補助金額についてという件名です。補助金額を市長が別に定める額を下記のとおりとしてよろしいか伺います。また決裁の上は、当該補助金として別紙案のとおり民間学童保育事業者宛て通知してよろしいか併せて伺いますという回議用紙です。これが起案されたのが令和5年3月27日です。決裁が下りているのが令和5年3月27日、起案と決裁が同じ日になっているわけなのですが、こういった同じ日に起案も決裁も行われるというのはよくあることなのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 石川証人。

○証人（石川いづみ君） 基本的には交付申請があつて交付決定があつて補助金を払うというのが日にちがずれていくのが本来だと思います。これに関しては、先ほど来お話ししているように、9月

の補正にも上げました。3月まで事業の経過を見ましようということで始まって、3月の補正予算が3月27日で議決されたのです。その日に議決が通りました、予算がつきました、予算がついたものでないと事業を行えませんよね。そういうことで3月27日に起案をして、3月27日に決定したという、すみません、イレギュラーと言えばイレギュラーなのかもしれませんが、そういったことはまああるかなとは思いますが。

○委員長（内海まさかず君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） そうしましたら、今の件は1つ目は大丈夫というか、理解しました。

もう一点、また決裁の上は、当該補助金として別紙案のとおり民間学童保育事業者宛て通知してよろしいか併せて伺いますということで、この民間学童保育事業者宛ての通知というのが1-1のインデックスの一番最後のページに民間学童保育事業者各位ということで、各位ということは市内にある民間学童保育事業者おのおのに送るという意味というふうに私は捉えるというか、それが常識だと思うのですが、それに対しても部長決裁していらっしゃるということで、これを各民間学童保育事業者に送られたかどうかというのは存じ上げておりますか。

○委員長（内海まさかず君） 石川証人。

○証人（石川いづみ君） 送ってはいないはずですが。基本的にこの回議用紙を見ていただいたときに予算要求書がついていまして、予算要求書について補正要求額があって、補正決定額が1,200万円ってついています。それにつきましては、あくまでもこの1か所ということで補正予算がついたということで始まっておりますので、これについては1,200万円を1か所ということで陽光学園宛てって本当は書くべきものであったとは思いますが。ここについては、大変申し訳ないのですが、私も不注意で見落としているところであるかと思えます。申し訳ございません。

○委員長（内海まさかず君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） このとおりにいくと民営学童保育事業者各位、全部に出す、先ほど部長のほうで謝られていたので、そこはご理解するわけなのですけれども、何で最初からこの回議用紙のほうで起案するときから、民間学童保育事業者宛て通知してよろしいかというのが、このときに学校法人陽光学園だけですよね。それに対しての補助金ということで補正のほうも通っているの、そういうふうにこの回議用紙のほうもそれを念頭にした議論といいますか、進め方をして、それを記録に残しておかないと今のような事態になるかと思うのですが、その辺につきましても、当時の…

○委員長（内海まさかず君） 認識をお尋ねします。

石川証人。

○証人（石川いづみ君） おっしゃるとおりでございます。回議用紙をせっかくつくってあるので、この予算で記があったとすれば、記の下に1か所どここというのをつけるべきだったと思います。それがつけられていなくて民間学童保育事業者というふうにやってしまったのは、言い訳はあまり

するなどということではありますけれども、基本こういう回議用紙とかって自分でつくったものって意外と残っているのです。データとして残るといふか、起案文を残してしまうと、それを複写して使い回ししてしまうというのもあったりするのです。当時このときにコロナで自動水栓といふか、皆さんご承知かと思えますけれども、コロナのときに学童保育に蛇口を回さずに自動水栓をつけましょうという話があって、そういった補助金を申請してくださいというふうに通じた経過があります。だから、そういったものをちょっと使い回してしまったのかなということだと思います。その頃坂田が担当していた事業ということでもありますので。すみません、言い訳になってしまうかもしれませんが、申し訳ございません。そういうことだと思います。

○委員長（内海まさかず君） ちなみに、この文章は石川証人は見た覚えはありますか。判こを押しているのですけれども、押したという覚えはありますか。

○証人（石川いづみ君） 各位って書いたということですか、ではなくて起案ですか。

○委員長（内海まさかず君） そう。全部ついていると思うのですけれども、ここで言う1－1という文章を見た覚えはありますか。

○証人（石川いづみ君） 要するに3月の補正が通って、これで行きますということで口頭で説明を受けて、3月27日に押しているはずです。

○委員長（内海まさかず君） 実物、これを見た覚えはありますか。

○証人（石川いづみ君） 判こを押しているとき、自分で判こを押していますので。

○委員長（内海まさかず君） 中は見た。

○証人（石川いづみ君） 中を見たということですか。中を見たというところは。

○委員長（内海まさかず君） 下から上がってきたものなので、ではこれで行きましょうというので押したということよろしいでしょうか。

○証人（石川いづみ君） 全て性善説になってしまうかもしれないですけども、その3月27日ぎりぎりの日に即決で決まった、議会で議決された、予算がついたということで始まったことですので、その説明を受けて、こういうことでやりますということで口頭で私の前に決裁をもらいに来て判こを押したということかと思えます。

○委員長（内海まさかず君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） そういったわけで、3月27日に補助金の金額1,200万円の決裁を行って、もう3月27日には補助金等交付申請書、1－2のほうになってくるわけなのですけれども、陽光学園さんのほうから上がってきて、1－2の2ページ目が申請書で、1ページ目で支出負担行為の決議書が3月27日に起票されて、決裁が3月27日にされているということで、非常にスムーズといふか、非常に段取りがいいといふか、その辺につきまして何かありましたら。もう補正が通ったらオーケーだよみたいなところでつくってあったのですか。

○委員長（内海まさかず君） 石川証人。

- 証人（石川いづみ君） おっしゃるとおりだと思います。もう日にちがないので、3月中にどうか、要するに3月31日までしか起票はできないということで、令和4年度分については、それを会計に回さないと出納閉鎖ではないですけども、払っていただけなくなってしまうので。
- 委員長（内海まさかず君） ちなみに、交付申請書というのは、これは陽光学園が出すものなのですけれども、27日にこれ持ってきたということによろしいのですか。
- 証人（石川いづみ君） 受付印が3月27日になっているので、そうであろうと思います。
- 委員長（内海まさかず君） 氏家委員。
- 委員（氏家 晃君） 今委員長がご質問したところは、受付印は令和5年3月27日で押してあるのですけれども、交付申請書のほうが全てパソコンで打ってあるところが日付のところ令和、年、月、日だけはワードで打ってあって、5、3、27という文字だけが手書きで太い万年筆ぽいので書いてあるので、その辺から委員長は今のご質問になったのかなという、3月27日に本当に持ってきたのですかというのは、何かそこだけ後からつけてあるようなところですよ。その辺は何か違和感とかはなかった。
- 委員長（内海まさかず君） 石川証人。
- 証人（石川いづみ君） 違和感。
- 委員長（内海まさかず君） 当時の記憶を思い出していただければ、覚えていなかったら覚えていないでもいいですよ。今の違和感ではないですよ、そのとき。
- 証人（石川いづみ君） そのときは、もう3月27日で議決が通ったと、それで3月議会が終わって私の番が終わったと、任務が終わったという意識が強かったのです。
- 委員長（内海まさかず君） ほかにございますか。
- 小平委員。
- 委員（小平啓佑君） 令和4年度の藤岡校の現場確認と実態把握についてお聞きいたします。9月補正も実態把握がまだ十分でないからということで査定がつかなかったわけですけども、今日主幹とか当時の係長にお聞きしていたら、やっぱり現場確認に苦勞されていたということでした。当時は、部長として部下からどのような報告を受けておりましたでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 石川証人。
- 証人（石川いづみ君） 実績確認の苦勞ですか。
- 委員長（内海まさかず君） 小平委員。
- 委員（小平啓佑君） 令和4年度ですので、補正を出す上での現場確認ということですよ、実態把握。
- 委員長（内海まさかず君） 本当に事業をやっているのかどうかという確認をどうも係員の人がやっていたらいいのですけれども、そのことはご存じでしょうか。
- 証人（石川いづみ君） はい。そういう報告で上がってきているので、そういう認識であります。
- 委員長（内海まさかず君） 小平委員。

- 委員（小平啓佑君）　そういう認識というのはどういうことですか。
- 委員長（内海まさかず君）　石川証人。
- 証人（石川いづみ君）　要するに補正を上げるに当たって実績を見ましようということで、財政なりと調整をしてきているわけです。実績を確認するという行為を先ほどお話をしましたように月報であったり、あとは現場に行つてということで、そこを苦労したというお話だったのでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君）　現場の確認ができなかったから9月も上げられなくて12月も上げられなかったということを証言されています。そのことについて部長まで上がっているのかという確認なのですから。
- 証人（石川いづみ君）　そういうことであればおっしゃるとおりです。
- 委員長（内海まさかず君）　小平委員。
- 委員（小平啓佑君）　では、その報告を部下から受けてどういう指示を出されたのでしょうか、当時。
- 委員長（内海まさかず君）　石川証人。
- 証人（石川いづみ君）　引き続きということではないでしょうか。引き続きちゃんと実態を把握、もしくは指導をする。必要な部分、ここが足りないということであれば、こういうことをしてほしいとかという指導はすることはあっても、そのときに。
- 委員長（内海まさかず君）　実際何をされたかというのは覚えていらっしゃいますか。どういう指示を出したかとかというものは覚えていらっしゃいますでしょうか。
- 証人（石川いづみ君）　そういうものは、実績確認をするための指示ですよ。実績確認をするための指示というのは現場に行くとか月報で、何を基にしてということだと思えますけれども。
- 委員長（内海まさかず君）　実績確認を係員の人が行ったのですけれども、それで実績が不十分だということで9月も落ちたし、12月も予算計上ができなかったという実績があるのですけれども……
- 証人（石川いづみ君）　12月はしなかった。
- 委員長（内海まさかず君）　12月はしなかったのですよね。
- 証人（石川いづみ君）　あえて6か月の期間を見ましようということで、確かに9月は上げようと思いましたが、9月の場合はちょっと早急過ぎるのではないかとこのも調整をしながら、では6か月、半年の実績を見ましようということで、結局延ばすと3月になってしまったということです。だから12月は上げる予定ではないです。
- 委員長（内海まさかず君）　その際に部下から上がってきたときに何か指示はされていますか。指示をされた覚えはありますか。記憶なので、なければないで構いません。
- 証人（石川いづみ君）　その補正を上げる際にということですか。
- 委員長（内海まさかず君）　補正を上げる際にというよりも、部下が実績を確認しに行っているのですけれども、不十分だということで補正も切られているということは、部下が実績を確認しに行

って上に報告が上がっているのか、部長まで来ていたのかということなのですからけれども、分かりましたでしょうか。

石川証人。

○証人（石川いづみ君） 再三お話ししているかと思うのですけれども、要するに夏にお話があって9月に補正を上げようとしたけれども、それについてはちょっと早急ではないか、もう少し余裕を持って事業の実績を見てからのほうがいいのではないかということがあって半年を見るという、6か月を見ましようということがあって、それで3月になったわけです。

○委員長（内海まさかず君） 7月から6か月見るという話になっていたということでしょうか。

○証人（石川いづみ君） はい。ということです。という指示をしたということです。調整をしながら、そこまで3月まで、12月に上げずに3月に上げようということで。

○委員長（内海まさかず君） それは部長であった証人の指示なのでしょう。

○証人（石川いづみ君） 組織的に考えた、調整をした経緯です。

○委員長（内海まさかず君） そのような会議の場があったということによろしいのですか。

○証人（石川いづみ君） 係長、課長と話をして、そこにということで。

○委員長（内海まさかず君） 記録はないということで、それはよろしいのですね。ここにはないということはないということでよろしいですね。

○証人（石川いづみ君） 打合せ記録簿がないと言えば、それを……

○委員長（内海まさかず君） それだけで大丈夫です。ご苦労のほどはみんな分かっていますので、事実だけ言っていただければ大丈夫です。

小平委員。

○委員（小平啓佑君） 9月補正がゼロ査定になった後、3月補正に行く過程の中で実態を把握をしようとした職員から、例えば実態がないのではないかとか、開設ができていないのではないかとか、そういった相談は部長にはありましたでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 石川証人。

○証人（石川いづみ君） 記憶にはございません。ないと思います。

○委員長（内海まさかず君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 申し訳ございませんが、資料のほうをちょっとお願いしたいと思います。赤のインデックスの1-3の1ページ先です。それと……

○委員長（内海まさかず君） 先というのは。

○委員（青木一男君） 赤のインデックスの1-4の次のページです。補助金等交付決定通知書になります。3月27日と5月9日があるかと思います、決定通知書です。

〔「1-2」と呼ぶ者あり〕

○委員（青木一男君） 1-3の前だから1-2、よろしいですか。石川証人は、令和3年度と令和

4年度に部長として携わったということなのですが、ちょっとこれは分かるかどうか分からないのですが、交付決定通知書の交付条件を見ていただくと、交付条件が5月9日の分は2と3ってありますよね。3月27日はないのです。これに関して部長の見解は、多分令和5年度にはなってしまうのですが、部長が携わったということで、令和4年度は。それで、令和5年度に入っすぐの通知書なのですから。

○委員長（内海まさかず君） 1-4に関しては、令和5年度になりまして在籍はされていないのですけれども、このことについて何か覚えていることはありますでしょうか。

○証人（石川いづみ君） 1-4の要するに指令29号の補助決定のやつですよ。

○委員長（内海まさかず君） そうです。

○委員（青木一男君） そうです。29号と21号。1-2の最後です。栃木市指令子第21号、交付条件がありますよね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員（青木一男君） この2つの交付条件がある中で、藤岡校と岩舟校、交付条件が5月9日の分が2と3が明記されていますよね。これは令和7年度に利用者数の目標を達成できるよう努めること、3が上記に違反した場合は補助金の一部または全部について返還しなければならないと、石川証人は令和4年度ということなのですが、携わっていたのが令和4年度で、これ令和5年に入っすぐ交付決定だったものですから、その辺の附帯された2と3、この意味合いというのをどのように。

○委員長（内海まさかず君） このことについては認知されていましてでしょうか、当時。29号のほうは多分在籍されていないので、分からないのだったら分からないと言っただけならば。

○証人（石川いづみ君） 29号の決定通知については分かりません。この条件は分かりません。

○委員長（内海まさかず君） ほかにございますでしょうか。

最後に私のほうから質問させていただきたいのですけれども、当時の石川証人が部長として在籍していたときの意思決定の方法というものはどのような形で行われていたのでしょうか。この事業をします、しません、それに付随して支出負担行為を上げます、支払いを上げますとかという、そのやりましようという意思決定というものはどういう形で行われていたのでしょうか。

石川証人。

○証人（石川いづみ君） 補正を上げましようとか、そういった事業をやりましようということについては合議、要するに課内、係、係から課内に上げてという感じの合議制で組織的に意思を決定していくということです。決裁ということであれば、私部長としての事務分掌ありますよね、その基準があって、それについては私が押すものであるというもので決裁を受けて押印していくわけですが、決裁をしていくわけですが、そういったことに基づいてやっております。部長職で、事務決裁要綱というのがありまして、部長職はこういうことをやらなくてはならない、課長職

はこういうことについてやらなくてはならないというものがあるので、それに基づいてということ
でやっているつもりできました。

○委員長（内海まさかず君） 決裁規定では、多分そこで判こ押さなければいけないという責任者にはなると思うのですけれども、この補助金を出しますよということに関しては、どういう形で決定をされたのかというのは分かりますか。部長がその決定をするときにその会議の場には入っていらっしゃいましたでしょうか。下から上がってきたのに判こは押しますというのは言われましたけれども。

○証人（石川いづみ君） 繰り返しますけれども、あくまでも合議制で単独で決めるわけではない、係が決めるわけでもない、係長が決めるわけでもないということで、全て輪になってではないですけれども、皆さんと話を上げてきたものについて決裁を押す、もしくはお互いに協議をしながら合議をして、これについては行きましょうというゴーサインのことで決裁を押していくというのがやってきたつもりです。

○委員長（内海まさかず君） かしこまりました。

以上で石川いづみさんに対する尋問を終了いたします。

石川いづみさんにおかれましては、長時間にわたり誠にありがとうございました。ここでご退席をお願いいたします。ご苦労さまでした。

〔石川いづみ証人退室〕

○委員長（内海まさかず君） ここで暫時休憩いたします。

（午後 5時41分）

○委員長（内海まさかず君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

（午後 5時50分）

◎その他

○委員長（内海まさかず君） 次に、日程第2、その他に入ります。

それでは、お諮りいたします。藤岡学童保育が開設され運営されていたかどうかを明らかにするために必要ですので、執行部に対し、本日証言にありました藤岡学童の日報を、令和4年4月から記録があるということですので、その記録を求めることとし、提出期限については11月6日木曜日といたします。なお、記録の提出要求等に関する諸手続については、正副委員長にご一任いただきたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

なお、資料等は速やかに委員の皆様へ送付いたしたいと思っております。

その他の項目について、皆様何かございますでしょうか。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 本日の田沼係長、その当時のお話にありました情報提供というものがございました。そちらの取扱い方はどのようにすべきなのかを諮ることを求めます。やっぱり実際何か動いたともおっしゃっておいりましたし、その通報といいますか、情報内容によっては、根幹を揺るがすような大きな問題につながっている可能性もあります。それを看過した上でこの事業が進められてしまっていた可能性も鑑みると、百条委員会としてはその内容を知るべきですし、もし内容を知ることができるなら資料請求のみならず、彼女の口からそのときの状況を説明していただけるような方法を模索していただきたいと思っておりますので、この件について提案をさせていただきます。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ただいまの大浦委員のおっしゃったことは、私もまさにそのとおりだと思っております。ただ、本日証人として来ていただきました石川いづみさんの在籍の年には、その話が出ていなかったはずでございますので、在籍をしていたトップとの証人喚問があした予定されておりますことから、あした小川元部長からお話を聞かせていただいた上で、小川部長もはっきりとしないような態度であれば、執行部に対して資料請求を要求したらいかかと思っております。

○委員長（内海まさかず君） ほかに皆様のご意見はありますか、この件に関して。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 資料請求のみならず、例えば秘密会にすることで話を聞くべきなのかと対応はどのようにすべきなのか、あのまま流してしまってよろしいものなのか。資料請求といっても、実質彼女の口から出たものとイコールなものか分からないというのもございますので、ああ言った以上、彼女の口から話していただくという部分をどのようにしたらできるのかお諮りいたします。

○委員長（内海まさかず君） 彼女というのは係長のことでしょうか。

○副委員長（大浦兼政君） そうです。当然今模索していただき、あした小川さんが話してくれればいいわけ、でもあの場では言えないと言った以上、それは気になってしょうがないです。

○委員長（内海まさかず君） 職務上知り得た秘密に関しては拒否することができますが。

〔「公益性なり、そういう意味からすれば、我々百条委員会があるのだから、それを資料請求することは可能なのではないですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 資料請求して、執行部ができませんという表明をされると、もうそれ以上できなくなりますが、それまでやってもいいとは思っています。情報提供の記録というものが、これをもう一度請求しますか。

〔「はい、よろしくお願いします」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 今の件でよろしいですか。私は、今日証人喚問して、さらに追及するべきもの、結局秘密会であれば発言できる、公開であれば発言できないということもあるでしょうし、するとまた4日ある中で、今回で終わりにするというのではなくて、やはり秘密会でもう一度証人喚問というのも必要な部分があればやってはいいのではないかというふうに思っております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（青木一男君） それと、今日田沼証人と、また明日もあるわけですけども、やはり結構記憶にございませんとか、その辺が分かっている中で証言できなかったという部分もちょっと多々見受けられたものですから、私は陽光学園ひまわり学童の職員と市の職員とのやり取りを記録したものを、全て記録簿を提出させるのも必要かなというふうに思っております。証言できない部分というのもあった中で、我々が知りたい部分が、核心の部分がなかなか見えてこないということもありますので、ぜひそういった向こうの職員と市の職員との全てのやり取りの記録簿の提出をお願いしたいというふうに思っております。

○委員長（内海まさかず君） これは議決しますか。内容によっては出てこないかもしれませんがけれども、一応秘密会でやるので出してくださいというような、前回と同じですね。もしもそういうものであるならば。

○副委員長（大浦兼政君） そういうものもあるか、それとも報告出せるのか。内部通報系の話のときにはあれしか出なかった。それなので、職員及び関係者とのやり取りというのもよろしいのですよね、だからちょっと広げて、その記録簿が存在するのであれば、それも含めて出してほしいということでもよろしいと思いますが、広瀬委員のおっしゃったとおり、小川部長の話聞いて、またあした決議しても構いません。ただ、出すと決まっているなら今のうちに、一日でも早く出してくれというふうにアドバイスというか、議決すべきなのはちょっと検討ください。

○委員長（内海まさかず君） 早く出してもらったほうがいいと思いますので、今ついでにやりましょう。

今青木委員が言われたのは、学校法人職員と市の職員との記録簿ですよ。

〔「全てのやり取りの記録簿」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 学校法人職員と言え、関係者か、学校法人関係者でいいのではないの、括弧して職員及び役員と栃木市の市職員。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 学校法人関係者とのやり取りの……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 分かりました。今決めました。あともう一つ、情報提供の内容が記録

があるものがあるという話ですよ、今日の委員会での話だと。その情報提供、個人名は黒塗りでも構わないと、必要によっては秘密会にもしますよと、この2本を同じような条件で請求してみますか。

まず、記録の請求のほうをもう一回議決をもう一本取ります。学校法人陽光学園と市とのやり取りを明らかにするために、学校法人と市との記録簿の提出を求め、本日の証人喚問で明らかになった情報提供に関する記録の提出を求めることとし、提出期限については11月6日木曜とします。記録の提出、請求等に関する諸手続については、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

1本目と同じ11月6日木曜日にします。後半の2つ目は、個人名に関しては黒塗りでも構わないし、秘密会にしても構わないという条件で出してほしいということになります。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 同じもの、どうも違うのだよ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 違う記録があることが判明しました。

〔「尋問の中で」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ではなくて情報提供で。

〔「これとは違うものを請求する」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） そうです。前回のは、それは今はもう触れません。

〔「証人喚問で明らかになったわけじゃないってことですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） その部分はそうです。ごめんなさい。よろしく願いいたします。

記録簿に残っている学校法人陽光学園の関係者による情報提供……

○副委員長（大浦兼政君） 情報提供というか相談及び、だから全て、相談記録ということで。

〔「窓口に来ると書くのではないでしたっけ、何月何日に誰が来て
どういう相談を受けたって」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（大浦兼政君） それはそれと違う場合があるのです。結局彼女が言ったのは1項目の部分、ほかの職員も聞いている内部通報的なものもあるはずなのです。田沼さんだけが聞いた話はある、そのときの言った職員も答えられない、言った内容も答えられない、でもそれが我々が求める資料かどうかは別の話なので、我々が求めるものは取りあえず陽光学園の職員及び関係者、陽光学園関係者全員と市の職員が話した記録あるもの全て一切を提出してください。それとともに田沼さ

んは、発言したものを個別に知りたいからという話です。ですから、違うものと取ってください。田沼さんは田沼さんで第2番にしてあるのだから、今は、第2番目が田沼さんの内容を知りたいということだから情報として提出してくる、それは秘密会でも黒塗り資料でもいいからということ、それがイコールではないです。内部通報だけではなくて、正しい記録簿があるもの、表の記録簿も裏の記録簿も含め、パソコン上に残っている一切を提出してほしいというのが第1番目、それが職員及び関係者と話したものの全て。田沼さんが言っているのは情報提供に特化した、その田沼さんが知っているものは何かを具体的に教えなさいというのが百条委員会からの意見。

〔「ということでいいんですか、委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） はい。

○委員長（内海まさかず君） では、以上をもちまして会議を終了いたします。

〔「議決取った」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） それの今の説明をしているだけの話なので。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○副委員長（大浦兼政君） 含まれている可能性は多々あると思っています。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○副委員長（大浦兼政君） 含まれていても含まれていなくても構わない、それは分かりません。

あともう一つ、これもう終わった。

○委員長（内海まさかず君） まだ終わっていない。

◎閉会の宣告

○委員長（内海まさかず君） では、以上をもちまして本日の会議を終わります。

皆様、お疲れさまでした。

（午後 6時06分）